

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
ワーキンググループ（第1回）

令和3年11月22日

資料4

※ 令和3年10月25日「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」資料4（一部修正）

生活困窮者自立支援制度の 施行状況について

検討の視点と資料構成

【検討会で議論をお願いしたいポイント】

- ① 新型コロナウイルス感染症等の影響を把握・分析し、支援対象者像の変化や支援ニーズの変化などの新たな課題への対応を検討する。
- ② 平成30年改正の改正事項を中心に、法に基づく各取組の実施状況や課題等を把握・分析した上で、さらなる支援の強化に向けた対応を検討する。

資料構成

(1) 新型コロナウイルス感染症による影響とその対応 ⇒ 【資料3】

1. 新型コロナウイルス感染症流行下での生活困窮者支援施策〈厚生労働省の対応〉 P. 2～11
2. 生活困窮者自立支援相談窓口での相談者像の変化〈利用者の変化〉 P. 12～29
 - ① 新規相談受付件数・プラン作成件数の動向
 - ② 属性・特徴・課題の変化
 - ③ 支援ニーズの顕在化
 - ④ 他制度・他機関等へのつながりの状況
3. 新型コロナウイルス感染症への対応から見えた課題〈自治体の対応〉 P. 30～34
 - ① 生活困窮者自立支援制度に対する評価
 - ② 各自治体における影響と課題、取組状況

(2) 平成30年改正後の施行状況 ⇒ 【資料4】

1. 法定事業の利用状況 P. 3～17
2. 支援の効果 P. 18～23
3. 平成30年改正を踏まえた動き P. 24～38

1. 法定事業の利用状況

【データに関する留意事項】

※ 生活困窮者自立支援統計システム [抽出時点：2021年9月3日]

- 新型コロナの影響による申請・相談等の急増に伴い、以下の通りシステムへの入力を簡素化しているため、全ての新規相談が入力されているものではないことに留意。
 - ・ 緊急小口資金等の特例貸付については、自立相談支援事業等による支援を実施し、相談受付・申込票により利用申込をする場合のみ入力。
 - ・ 住居確保給付金の支給のみでプラン作成をしない場合は入力不要とし、自立相談支援事業による継続的な支援や、その他の任意事業等を活用する場合のみ入力。

※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

- ・ 福祉事務所設置自治体等（907自治体）に調査票を送付し、546件（都道府県39、基礎自治体507）の回答を集計（回収率：都道府県83.0%、基礎自治体59.0%）
- ・ 全福祉事務所未設置自治体（町村881ヵ所）に調査票を送付し、451件の回答を集計（回収率：51.2%）。

生活困窮者自立支援制度の概要

H29年度予算:400億円 H30年度予算:432億円
H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円

R3年度予算:550億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関(令和3年4月時点) 国費3/4

〈対個人〉

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

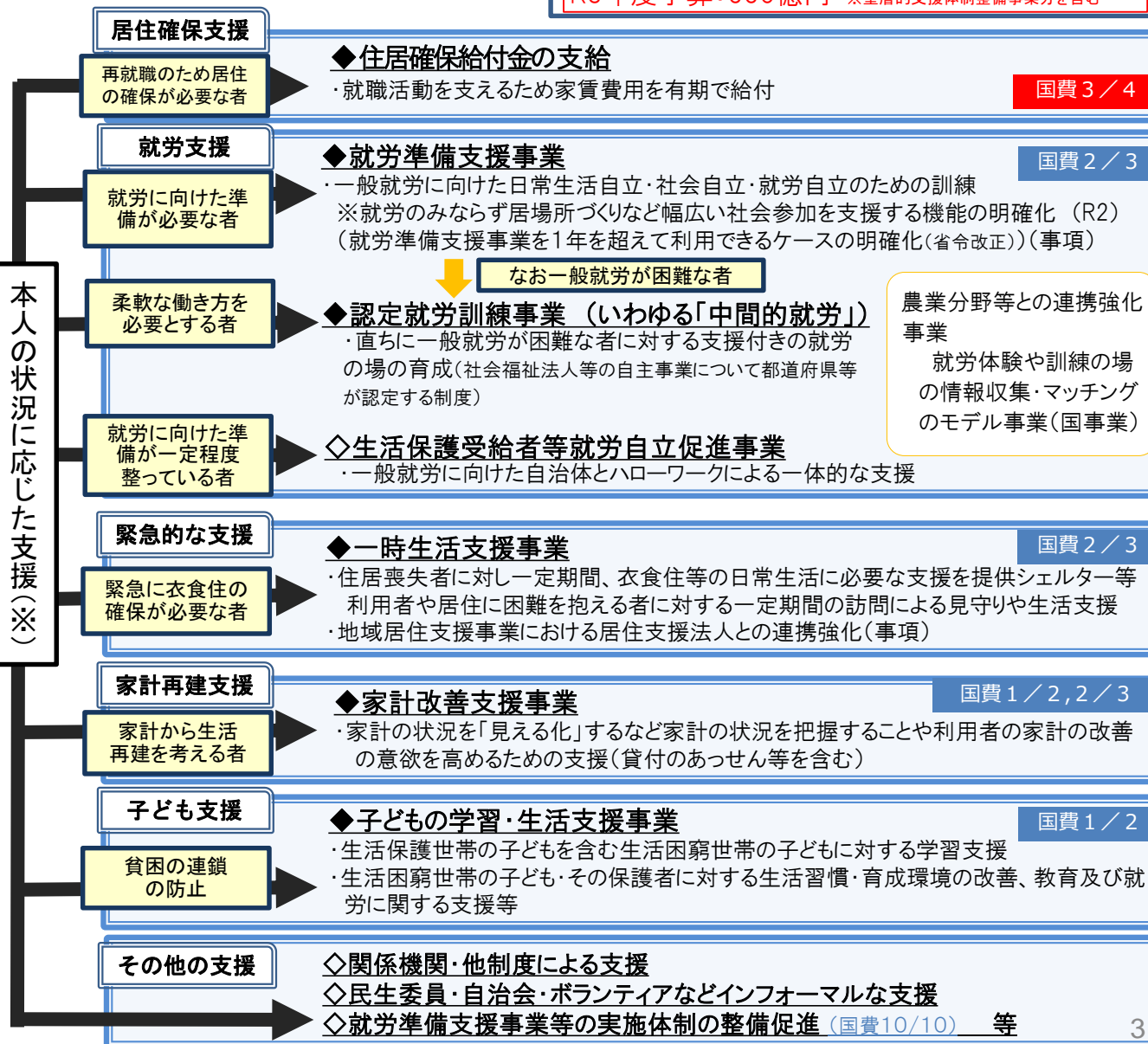
・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇都道府県による企業開拓

国費10/10

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～令和3年3月)

【平成27年度～令和2年度（速報値）】

- 施行後5年間の新規相談受付件数(延べ件数)は、約195.1万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約48.9万件。
- 包括的な支援の提供により、約19.4万人が就労・増収につながった。

【令和2年度（速報値）】

- 新規相談受付件数、プラン作成件数等について、新型コロナの影響等により急激に増加している。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	H30年度 目安値	現KPI(令和1～3年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当りに換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	13件	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	8件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	—	—	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合90% (※令和元年度 85%)

支援状況調査集計結果(H27.4～R2.3)

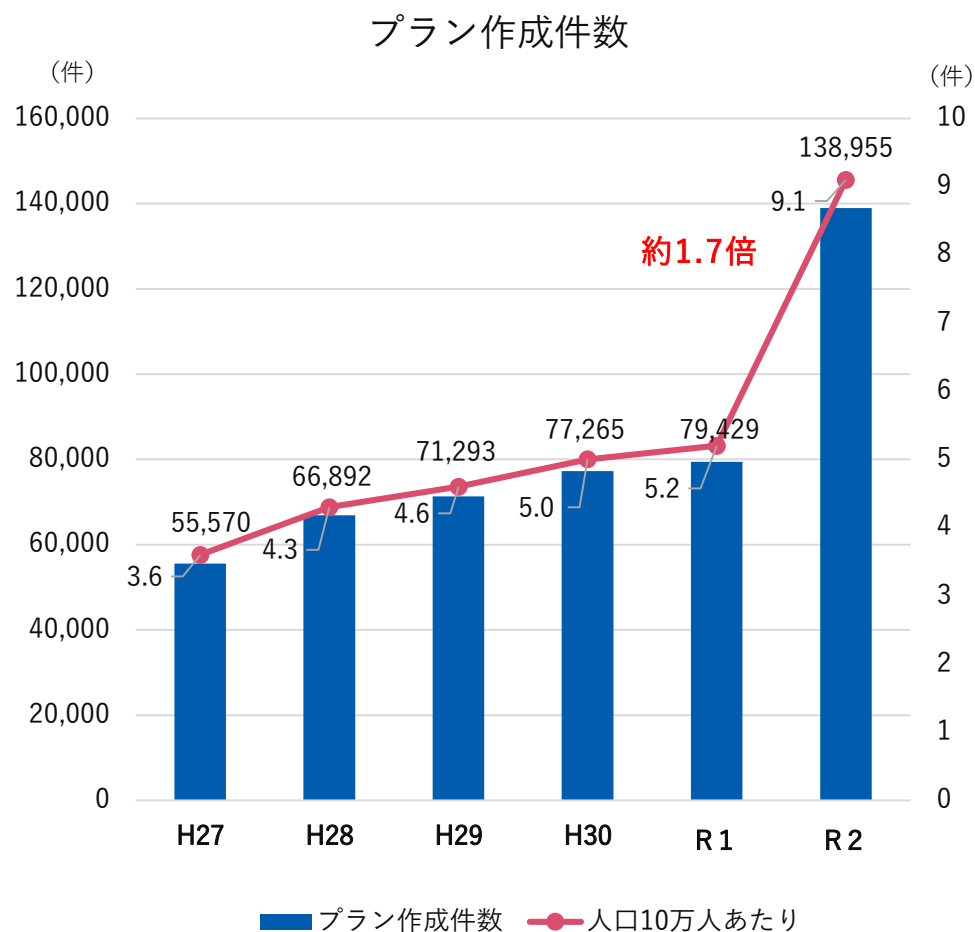
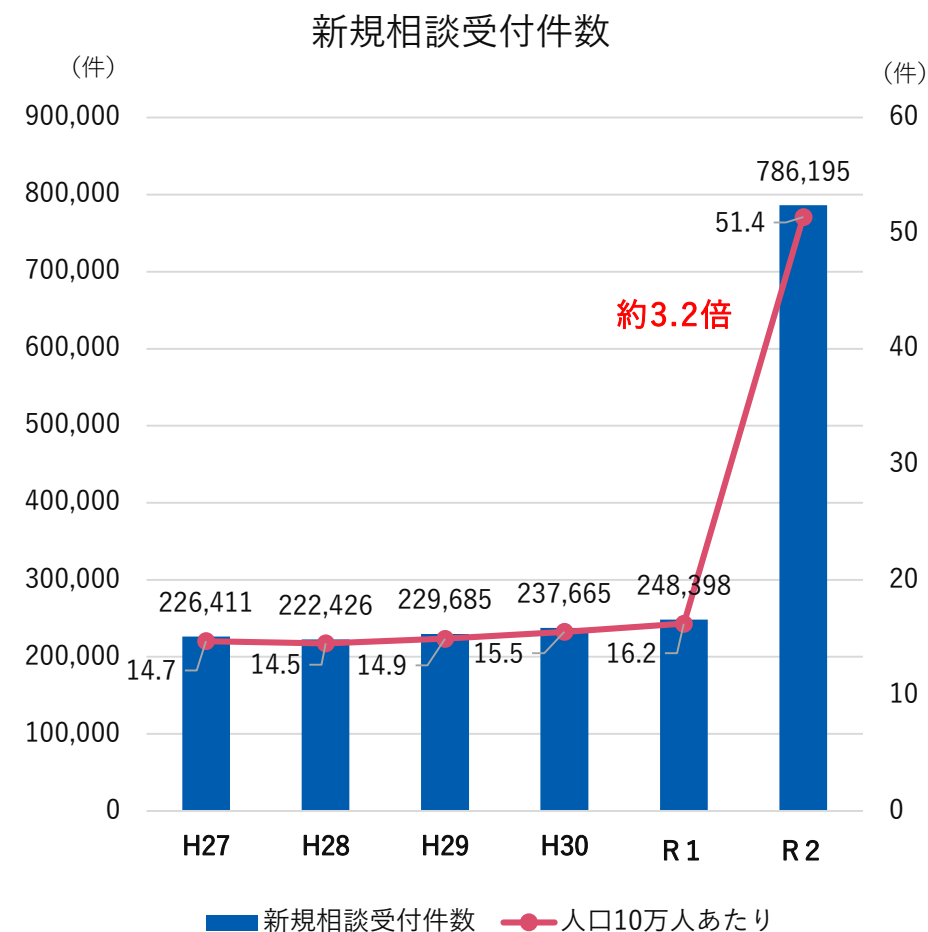
年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	①	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ②		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ③	
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%
R1	248,398	16.2	79,429	5.2	35,431	2.3	25,212	16,717	8,650	4,890	61%
R2 (速報値)	786,195	51.4	138,955	9.1	75,947	5.0	20,489	14,501	12,713	6,067	27%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

法定事業の利用状況と支援効果：自立相談支援事業

○ 新規相談受付件数・プラン作成件数ともに年々増加しているが、令和2年度は急増している。

新規相談受付件数・プラン作成件数



法定事業の利用状況と支援効果：自立相談支援事業

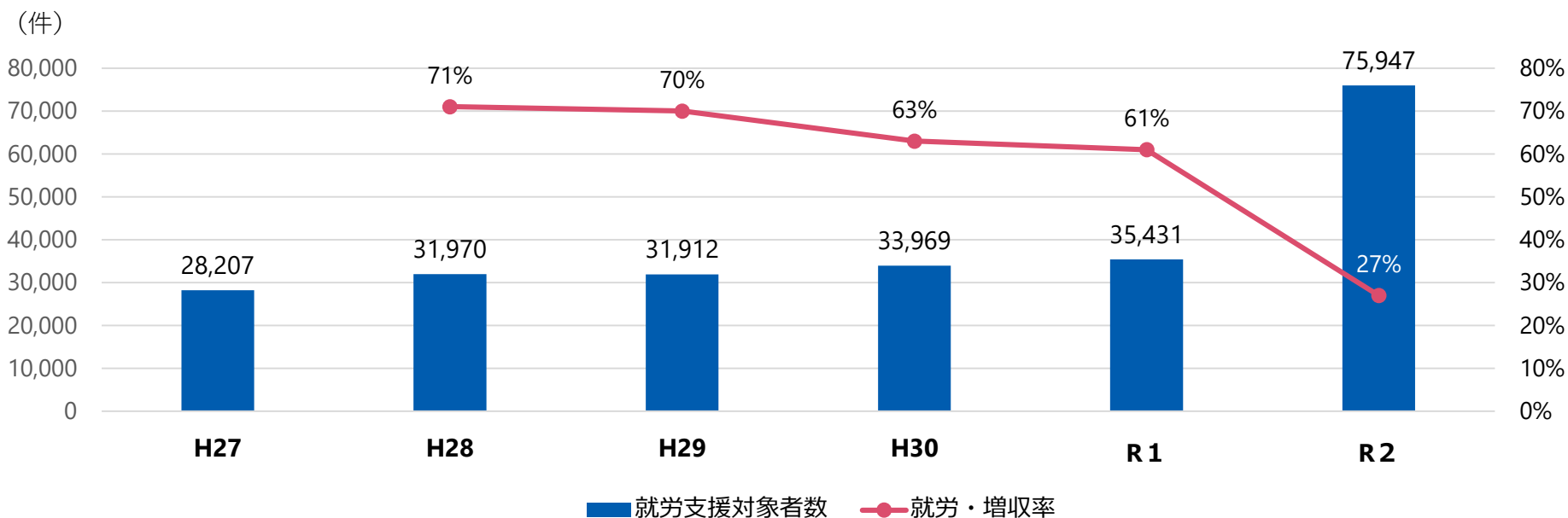
- 自立相談支援事業の就労支援対象者数は増加傾向にある。他方、就労・増収率は年々低下しており、令和2年度（速報値）は27%となっている。

自立相談支援事業の就労支援

実施自治体	905自治体（R2年度）
利用件数（延べ数）	56,337件（R2年度速報値）

就労支援対象者
（※）

就労・増収率 27%
就労率のみ 19%
（いずれも速報値）



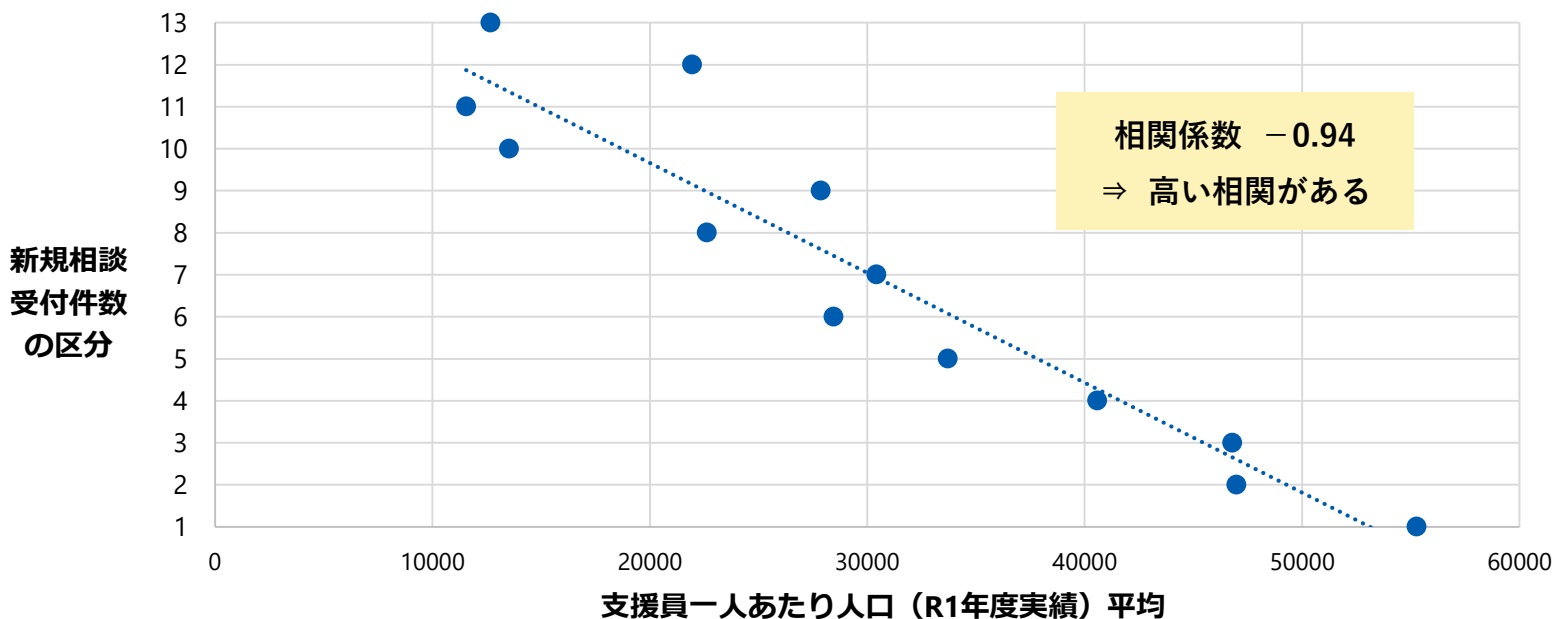
※就労支援対象者は、プラン期間内での一般就労を目標としている人。

支援員配置と新規相談受付件数の関係

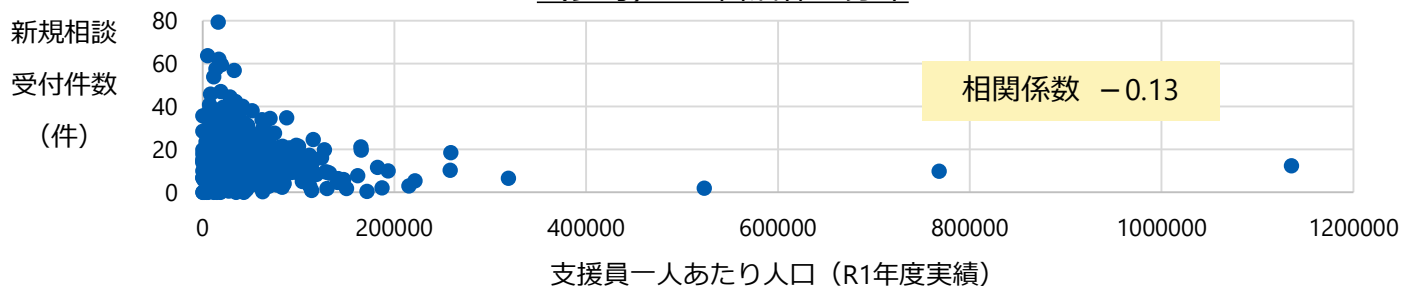
○ 905自治体の新規相談受付件数の分布を13区分に分け、各区分に属する自治体の「支援員一人あたり人口（平均値）」と各区分の関係を見ると、「支援員一人あたり人口」と新規相談受付件数の間に相関関係が見られる。

※ 支援員一人あたり人口（平均値）…「新規相談受付件数」の各区分に属する自治体の「支援員一人あたり人口」の平均値。

区分 No	新規相談受付件数 (10万人あたり)	自治体数
1	0～5件未満	75
2	5～10件未満	181
3	10～15件未満	230
4	15～20件未満	184
5	20～25件未満	121
6	25～30件未満	61
7	30～35件未満	28
8	35～40件未満	12
9	40～45件未満	4
10	45～50件未満	2
11	50～55件未満	1
12	55～60件未満	3
13	60件～	3



(参考) 905自治体の分布



相関係数 (|R|) と相関関係

- $1.0 \geq |R| \geq 0.7$: 高い相関がある
- $0.7 \geq |R| \geq 0.5$: かなり高い相関がある
- $0.5 \geq |R| \geq 0.4$: 中程度の相関がある
- $0.4 \geq |R| \geq 0.3$: ある程度の相関がある
- $0.3 \geq |R| \geq 0.2$: 弱い相関がある
- $0.2 \geq |R| \geq 0.0$: ほとんど相関がない

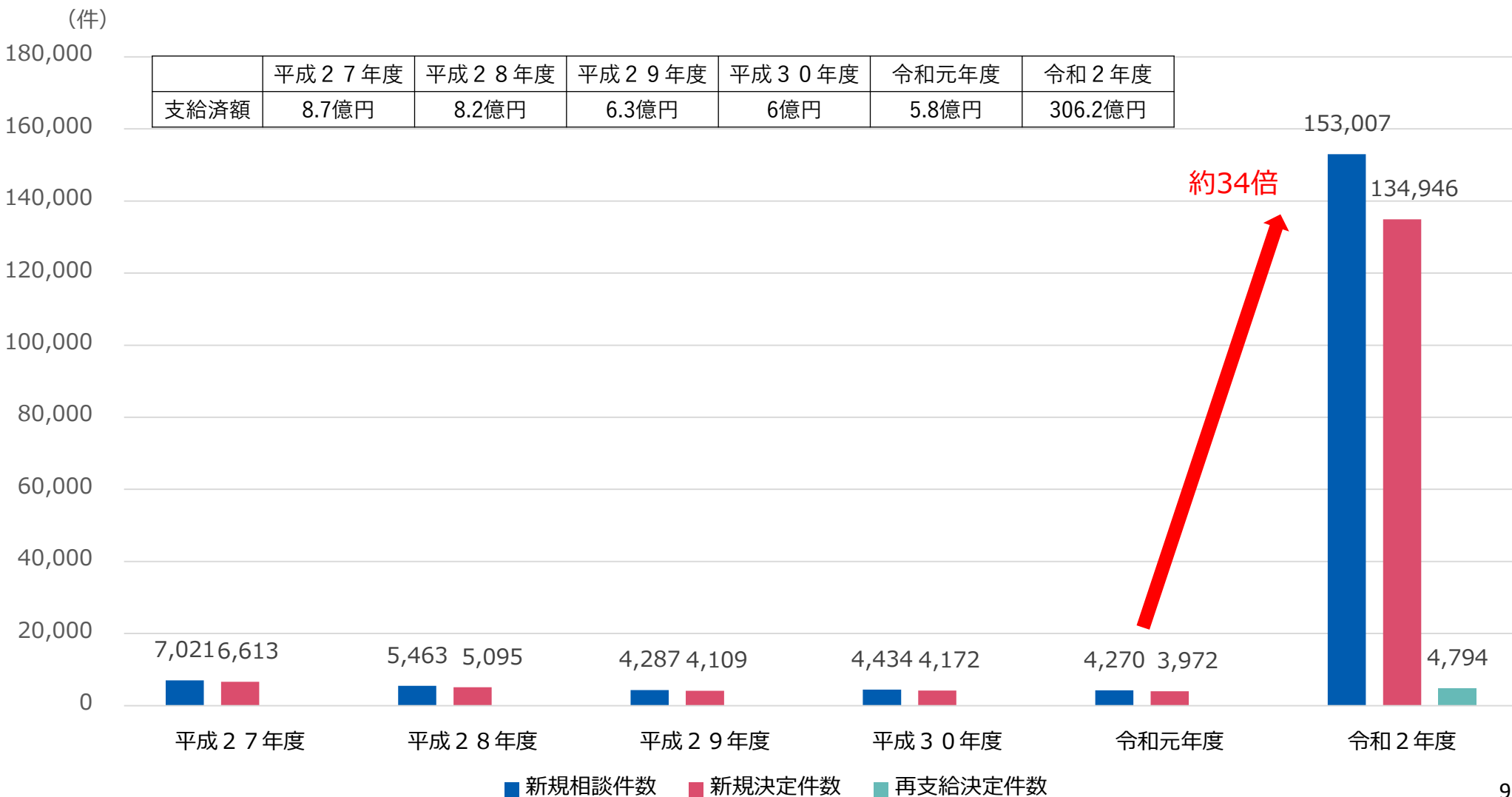
令和元年度の新規相談・プラン作成の概況

- 平成27年度と令和元年度の新規相談受付件数（10万人あたり）とプラン作成の概況を905自治体（福祉事務所設置自治体総数）別に見ると、新規相談受付件数、プラン作成率ともに増加しており、特にプラン作成率は新規相談受付件数が少ない自治体においても全体的に増加している。



住居確保給付金の支給実績の年度別推移（平成27年度～令和2年度）

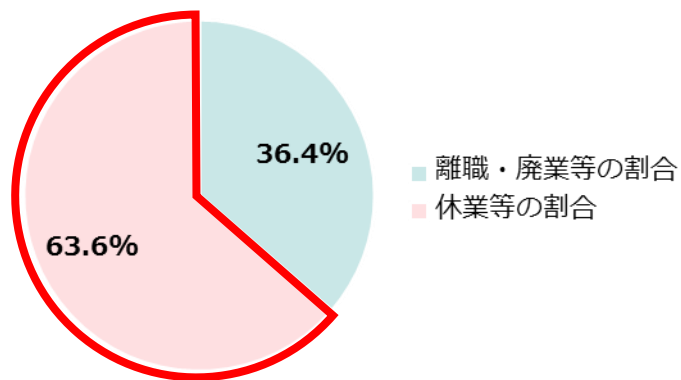
○ 支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、4,000～7,000件で推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、約135,000件に急増し、多くの生活困窮者に活用された。



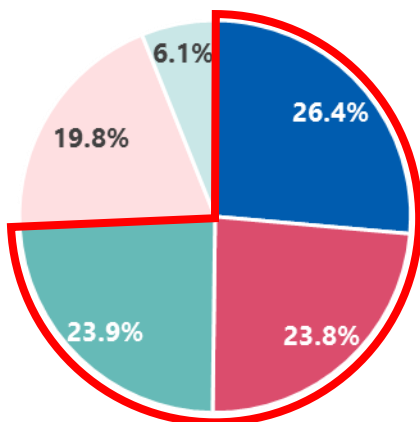
住居確保給付金の利用状況

- 住居確保給付金の利用者については、休業等の者が63.6%、離職・廃業等の者は36.4%となっている。また、住居喪失のおそれのある者（現に賃貸住宅等に居住している者）が約99.6%となっている。
- 令和2年度の利用者について、年齢別では30～39歳が最も多くなっており、令和元年度において対象外であった65歳以上も計7.4%利用している。世帯構成は、令和2年度において、令和元年度と比べて2人世帯、3人以上の世帯がやや増加した。

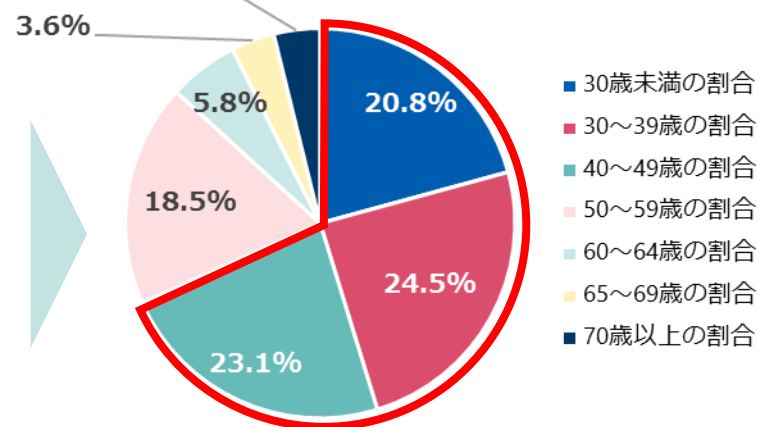
令和2年度 支給対象者の割合 (N=137,785)



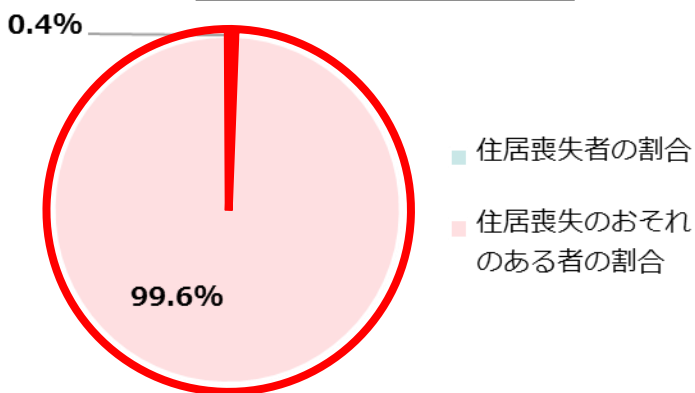
令和元年度 年齢構成 (N=3,973)



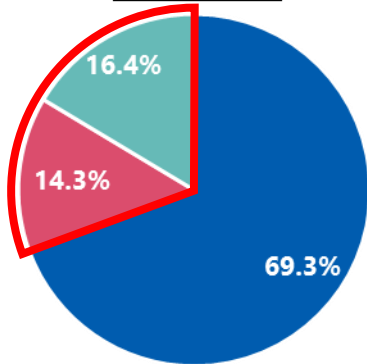
令和2年度 年齢構成 (N=138,012)



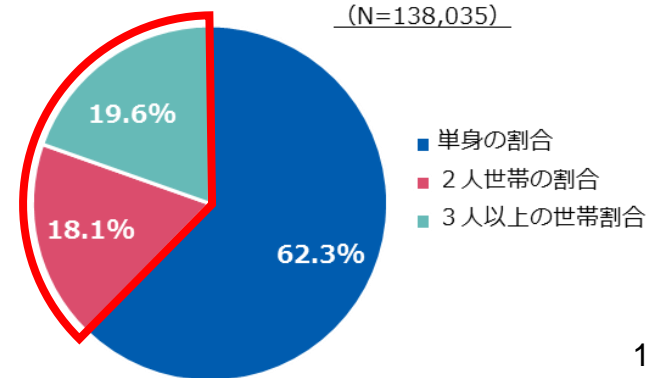
令和2年度 住居喪失者、住居喪失のおそれのある者の割合 (N=138,030)



令和元年度 世帯構成 (N=3,972)



令和2年度 世帯構成 (N=138,035)



任意事業の実施状況 (※実施予定を含む)

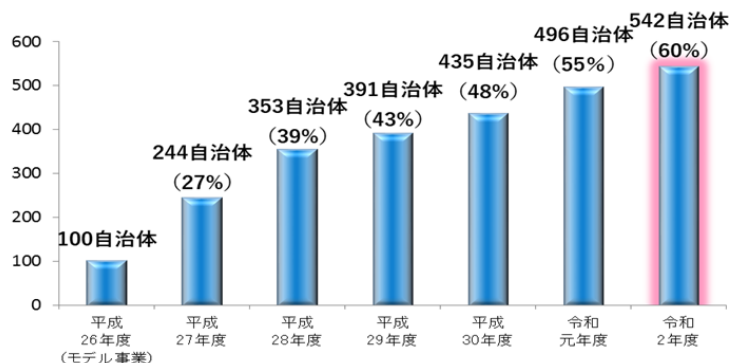
- 令和2年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して徐々に増加している。
- 就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施率は令和2年度に60%を超えた。

平成30年改正で努力義務化

(n=905)

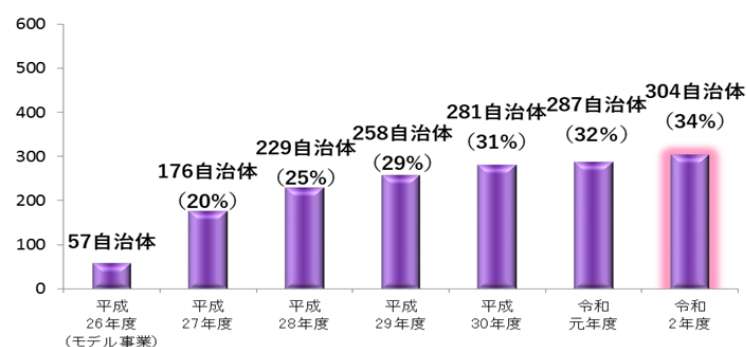
就労準備支援事業

(自治体数)



一時生活支援事業

(自治体数)



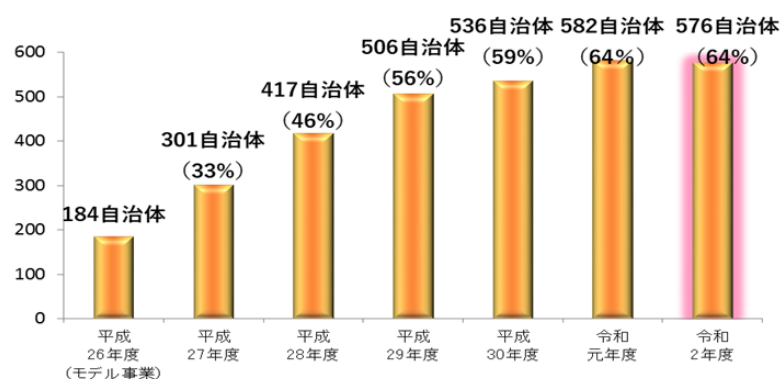
家計改善支援事業

(自治体数)



子どもの学習・生活支援事業

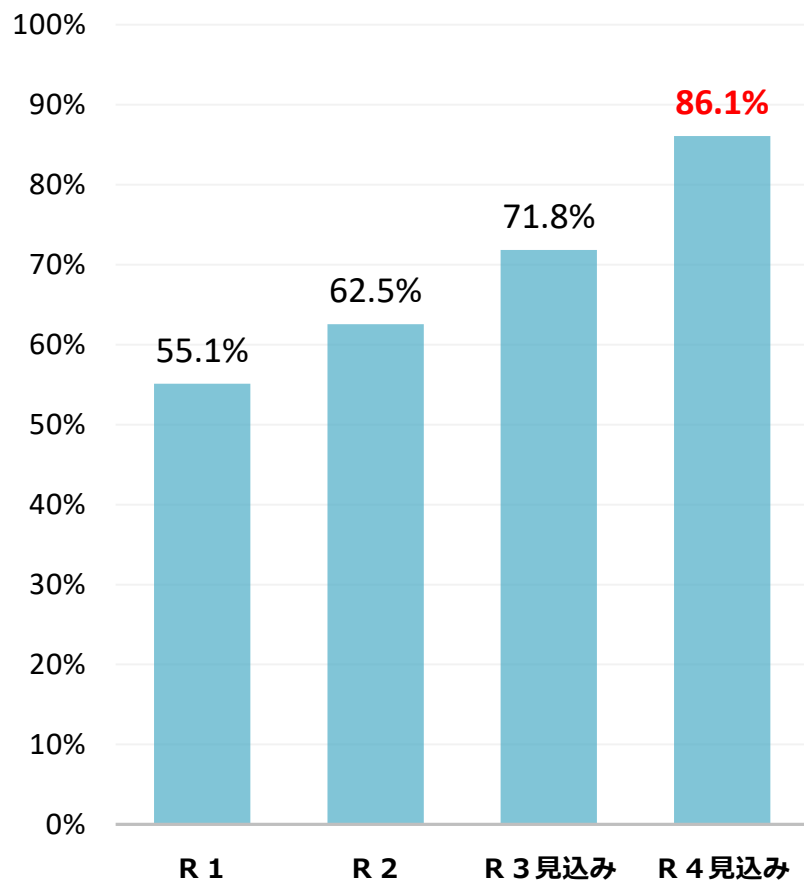
(自治体数)



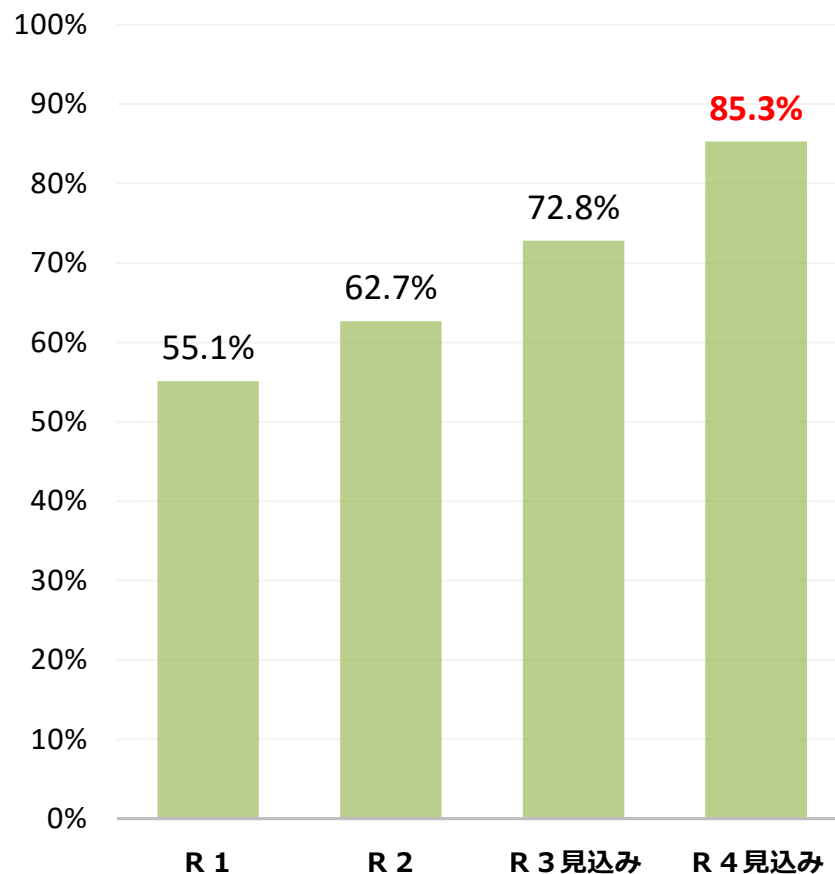
就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施状況（推移）

○ 就労準備支援事業、家計改善支援事業については、令和4年度には実施率が8割を超える見通しとなっている。

就労準備支援事業の実施割合



家計改善支援事業の実施割合



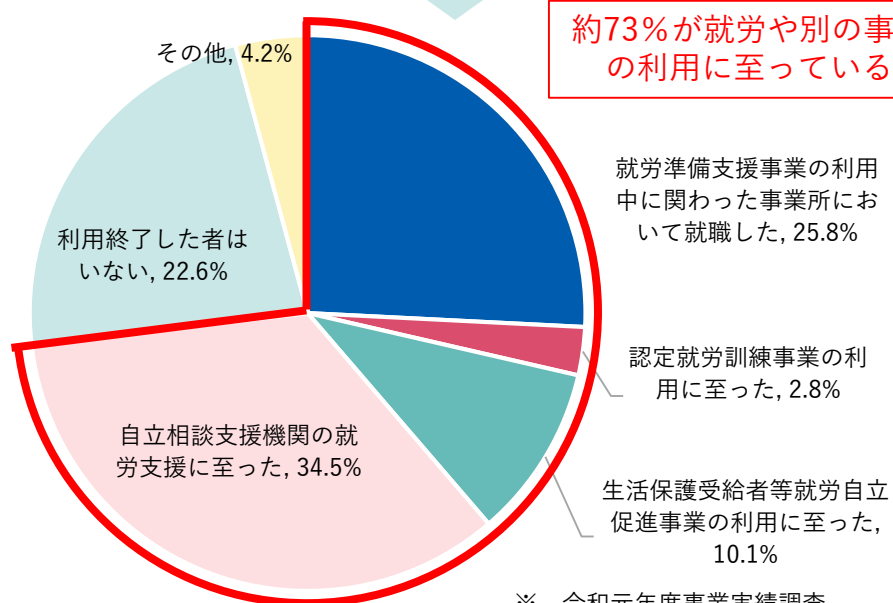
※ 厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ。（福井県、沖縄県は前年度データに基づく。）

法定事業の利用状況と支援効果：就労準備支援事業

- 就労準備支援事業の実施自治率は増加しており（令和2年度は60%）、事業利用終了後についても約73%の自治体が、就労や別の事業の利用に至ったパターンが多いと回答している。また、事業を利用していない者と比較すると、「自立意欲の向上・改善」「社会参加機会の増加」の変化幅が顕著である。

実施自治体	542自治体（R2年度）
利用件数（延べ数）	4,683件（R2年度速報値）

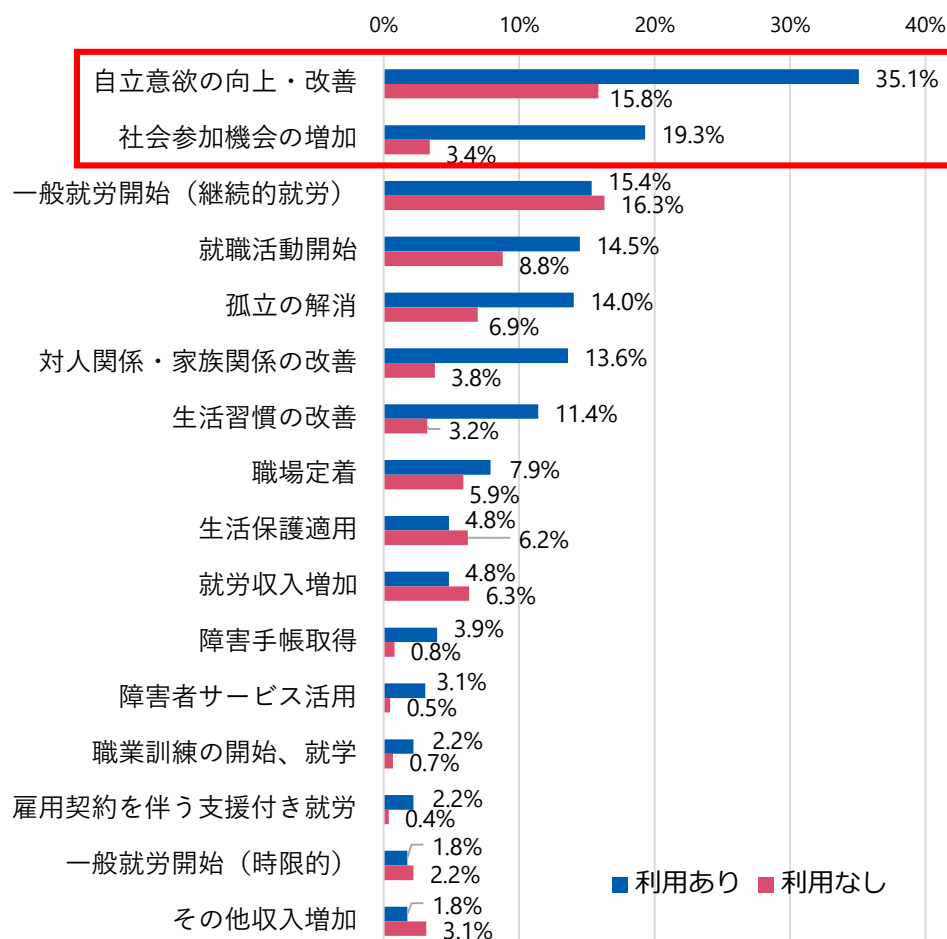
就労準備支援事業利用者の終了後の状況
（実施自治体が最も多いパターンを回答）



約73%が就労や別の事業の利用に至っている

※ 令和元年度事業実績調査

事業の利用の有無と見られた変化



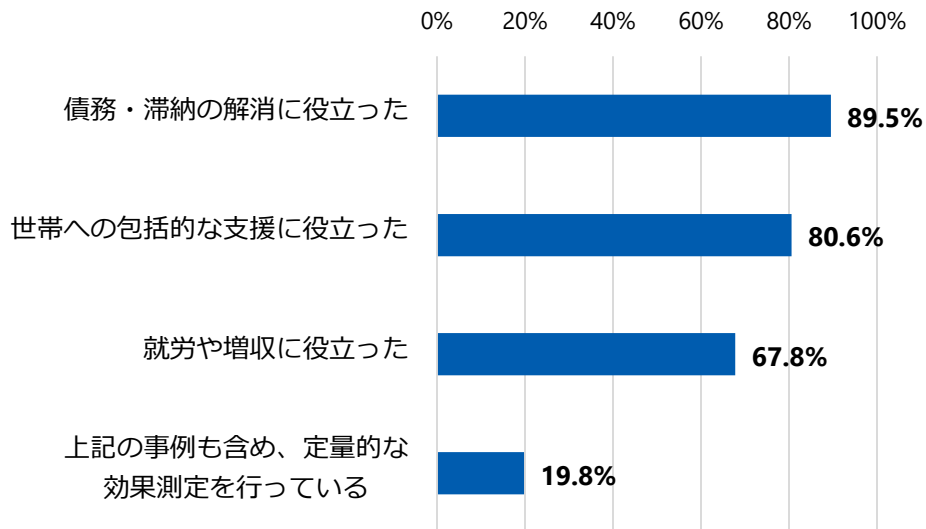
※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出（R2年度）

法定事業の利用状況と支援効果：家計改善支援事業

- 家計改善支援事業の実施自治率は増加しており（令和2年度は62%）、事業利用の効果については、「債務・滞納の解消に役立った」「世帯への包括的な支援に役立った」といった回答が8割を超えている。また、事業を利用していない者と比較すると、「家計の改善」「債務の整理」の変化幅の増加が顕著である。

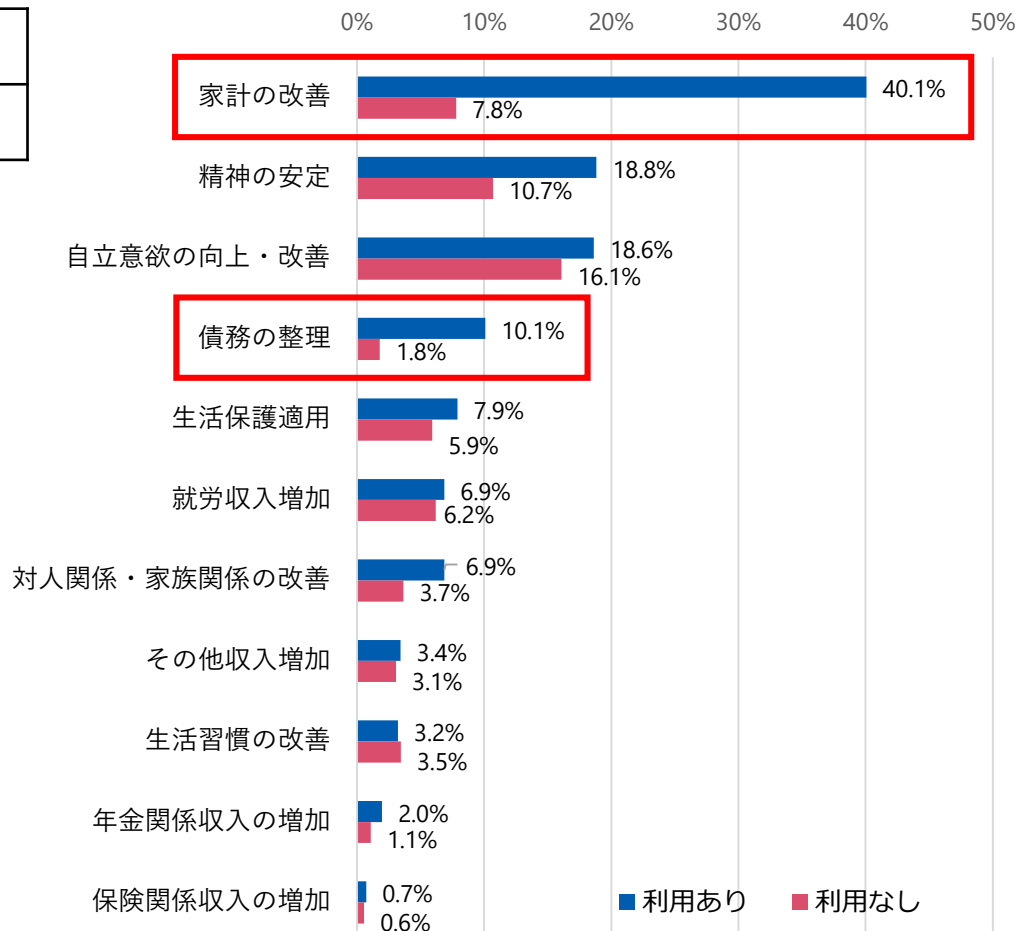
実施自治体	559自治体（R2年度）
利用件数（延べ数）	19,175件（R2年度速報値）

事業利用による効果



※ 令和元年度事業実績調査

事業の利用の有無と見られた変化



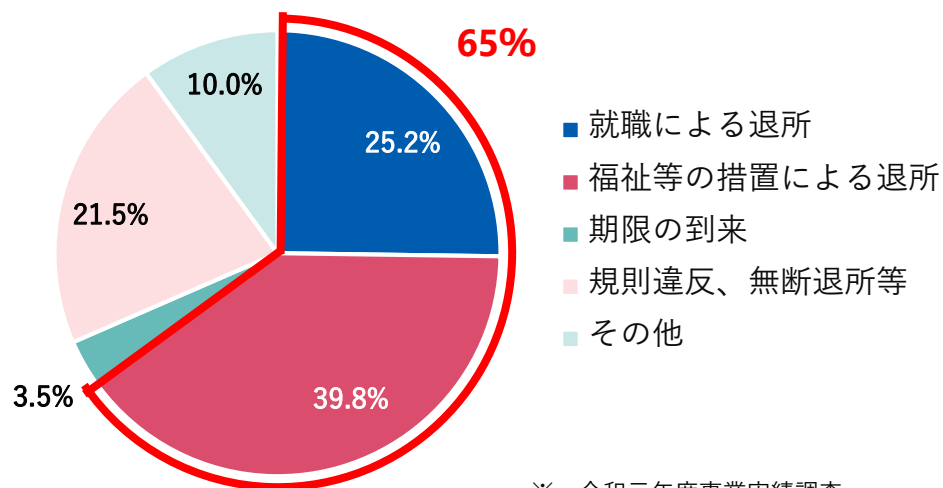
※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出（R2年度）

法定事業の利用状況と支援効果：一時生活支援事業

- 一時生活支援事業については、他の事業に比べ実施率が低調ではあるものの実施率は着実に増加しており、65%の退所者が退所後に就職や福祉等の措置の利用に結びついている。
- 平成30年改正で創設した地域居住支援事業については、実施自治体数が19にとどまっている。実施に当たっての課題としては、「対象となる利用者がいない」を挙げた自治体が半数以上にのぼった。

実施自治体	304自治体（R2年度）
利用件数（延べ数）	12,256件（R2年度速報値）

退所者の状況



※ 令和元年度事業実績調査

地域居住支援事業（※）の 実施自治体数：19自治体（R3協議書提出自治体）

【事業の効果】

- ・ 社会的孤立状態の防止ができるようになった
- ・ 就労に向けて効果的な支援ができた
- ・ 地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった

【実施にあたっての課題】

- ・ 対象となる利用者がいない（54.8%）
- ・ 居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）との連携が取れていない（25.2%）
- ・ 地域に保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件がない（24.5%）
- ・ 地域住民を含めた見守りのネットワークが構築できていない（23.5%）

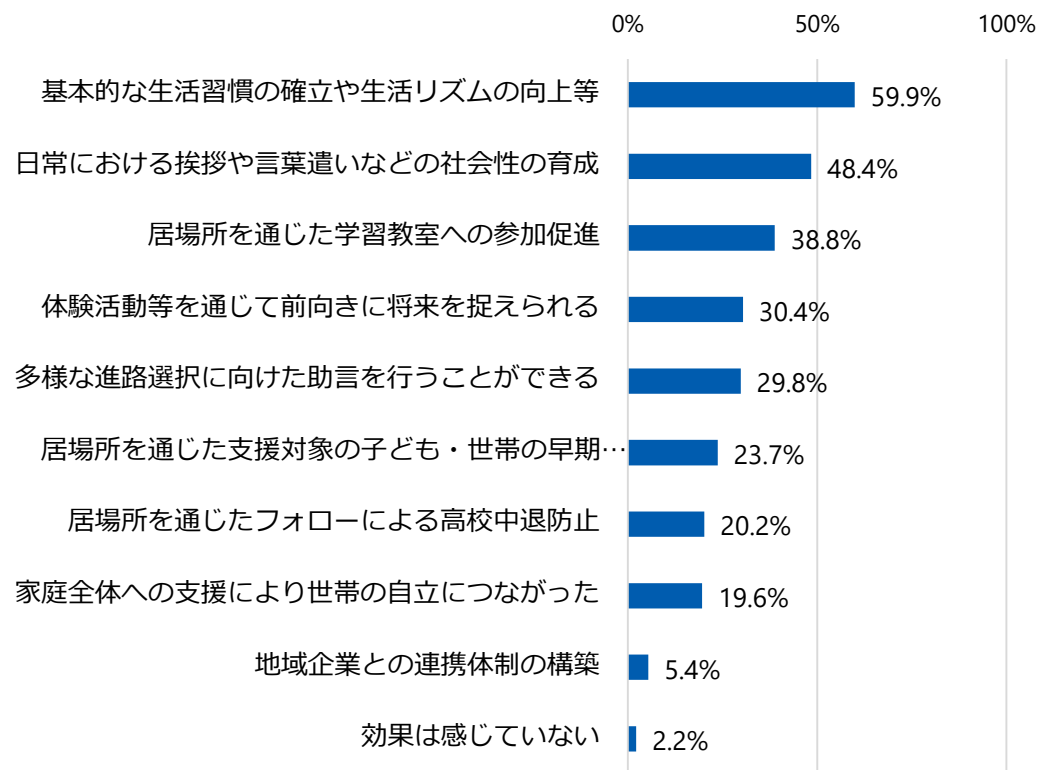
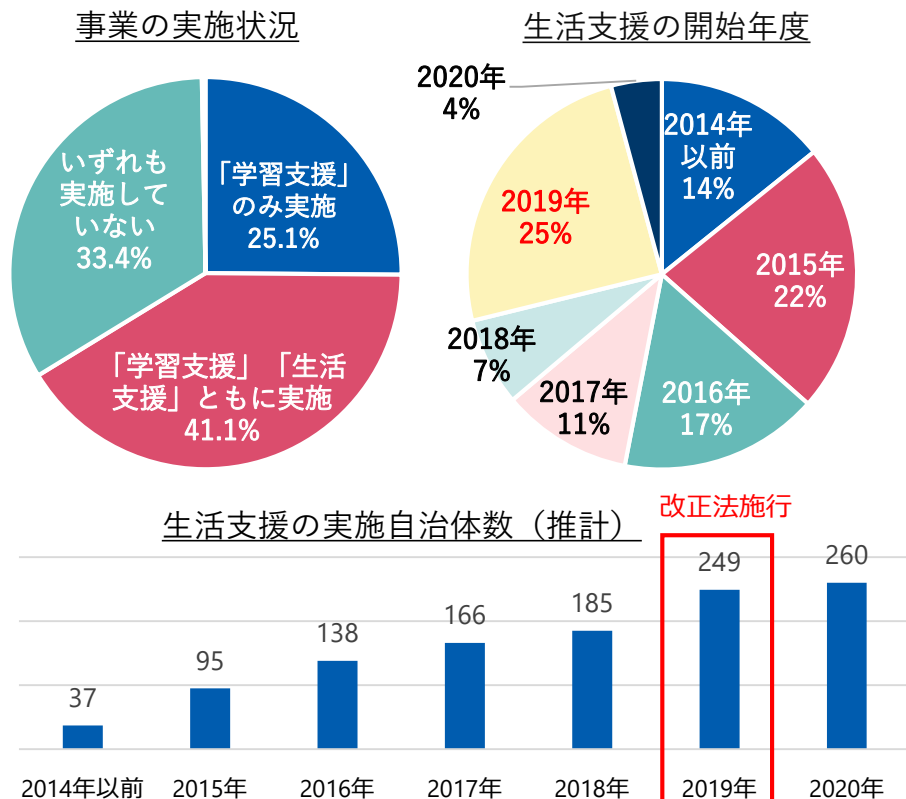
（※）シェルター等を利用していた者、居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している者に対して、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を実施する事業（H30年改正により一時生活支援事業を拡充して創設）。

法定事業の利用状況と支援効果：子どもの学習・生活支援事業

- 子どもの学習・生活支援事業の実施率は着実に増加しているが、6割程度から伸びが鈍化している。
- 平成30年改正において、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善や教育及び就労に関する支援を法律上規定したことにより、こうした生活支援を行う自治体が増加した。また、法改正の効果としては、「基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等」が最も多かった。

実施自治体	576自治体（R2年度）
参加者（実人数）	56,695人（R元年度）

子どもの学習支援事業の強化（H30改正）による効果



※1 実施自治体数については、※2のアンケート調査に回答した260自治体の開始年度をもとに推計したため、終了した自治体がある場合は考慮していない。

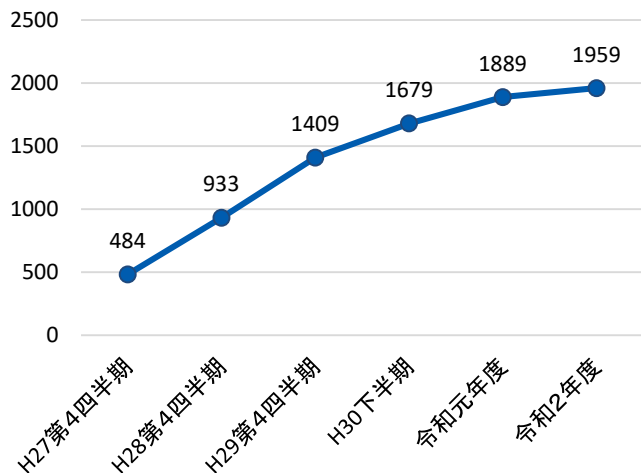
※2 左中・下：令和2年度社会福祉推進事業「子どもの学習・生活支援事業の支援効果を高める連携手法等に関する調査研究事業」（日本能率協会総合研究所）より作成。

※3 右：令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

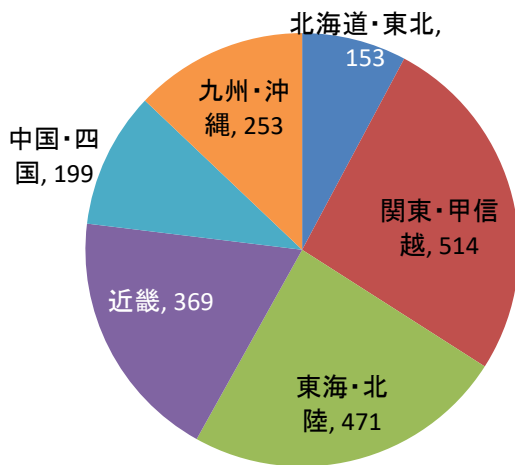
認定就労訓練事業所の認定状況(令和3年3月31日時点)

(1) 全体状況

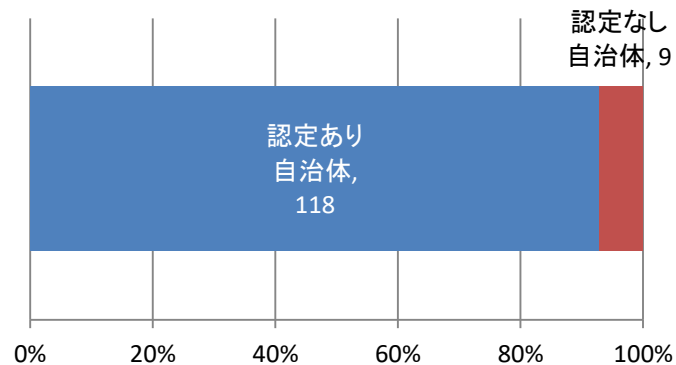
認定件数	1,959件
利用定員合計	5,425名



(2) ブロック別の状況 (n = 1,959)



(3) 認定主体別の状況 (n=127自治体)



※ 認定あり118自治体の内訳：
都道府県47、指定都市19、中核市52

(4) 法人種別の状況 (n=1,959)

社会福祉法人(高齢者関係)	608
社会福祉法人(障害者関係)	277
社会福祉法人(保護施設)	77
社会福祉法人(児童関係)	37
社会福祉法人(その他)	121
NPO法人	216

株式会社	372
生協等協同組合	88
社団法人(公益及び一般)	34
財団法人(公益及び一般)	8
医療法人	23
その他	98

(5) 予定している主な訓練内容 (n=1,959 : 複数回答)

食品製造・加工	103
その他製造	107
クリーニング・リネンサプライ	213
農林漁業関連(加工も含む)	140
印刷関係作業	30
福祉サービスの補助作業	935
事務・情報処理	239
清掃・警備	1,127
建設作業	24
その他	485

2. 支援の効果

プラン作成対象者に係る初回面談時の状態像

- いずれの項目においても、4の状態像がほぼ半数を占めており、1や2については、いずれも1割程度にとどまっている。

自立意欲

項目 (状態像)	合計	
1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。	9,217	2.2%
2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。	25,159	6.1%
3 2に加え、就労や地域活動（ボランティア等）の社会参加に関心がある。	49,042	12.0%
4 就労や地域活動（ボランティア等）などを行おうとしている。または既に行っている。	212,282	51.8%
不明	114,150	27.9%
合計 (有効回答)	409,850	100.0%

自己肯定感

項目 (状態像)	合計	
1 自分のことを否定し、受け入れられない。	4,284	1.0%
2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。	23,371	5.7%
3 しばしば自分のことを否定的に話すか、自分の良い点を挙げるができる。	52,859	12.9%
4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。	214,463	52.4%
不明	114,540	28.0%
合計 (有効回答)	409,517	100.0%

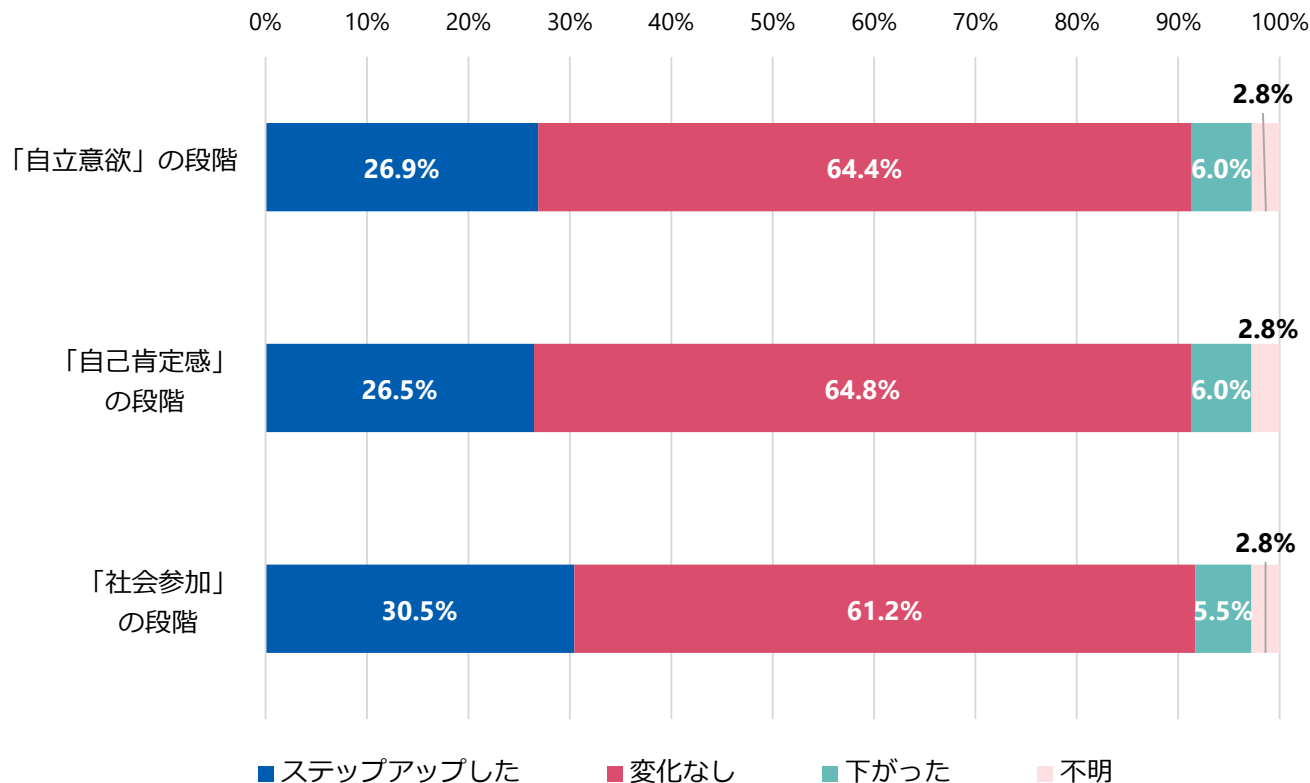
社会参加

項目 (状態像)	合計	
1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。	4,707	1.1%
2 限られた家族・支援者との関わりがある。	42,207	10.3%
3 家族・支援者以外にも、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。	49,519	12.1%
4 仕事・地域活動（ボランティア等）・趣味等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある。	198,495	48.5%
不明	114,570	28.0%
合計 (有効回答)	409,498	100.0%

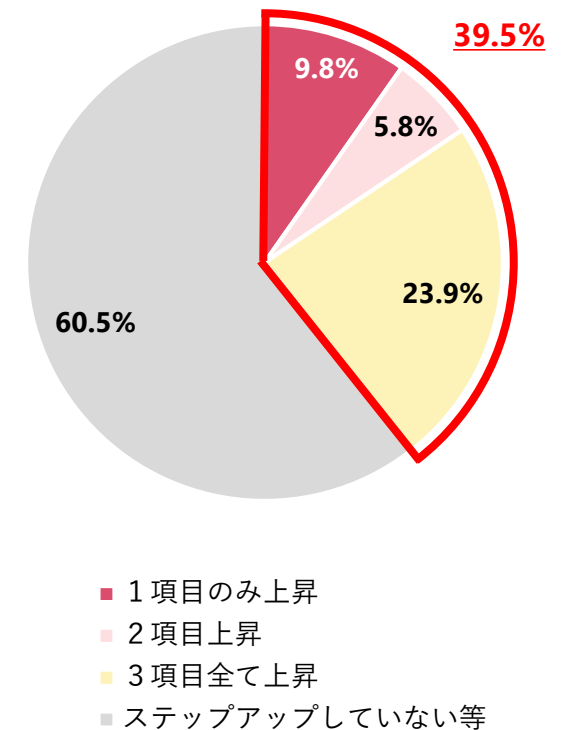
プラン作成対象者に係る状態像の変化（ステップアップ率）

- 「自立意欲」は26.9%、「自己肯定感」は26.5%、「社会参加」は30.5%の者にステップアップが見られる。
- 項目個数別では、「3項目全て上昇」が23.9%となっており、1・2項目上昇より多くなっている。また、3項目のいずれかがステップアップしている者は39.5%となっている。

初回評価時におけるステップアップ率（n=63,095）

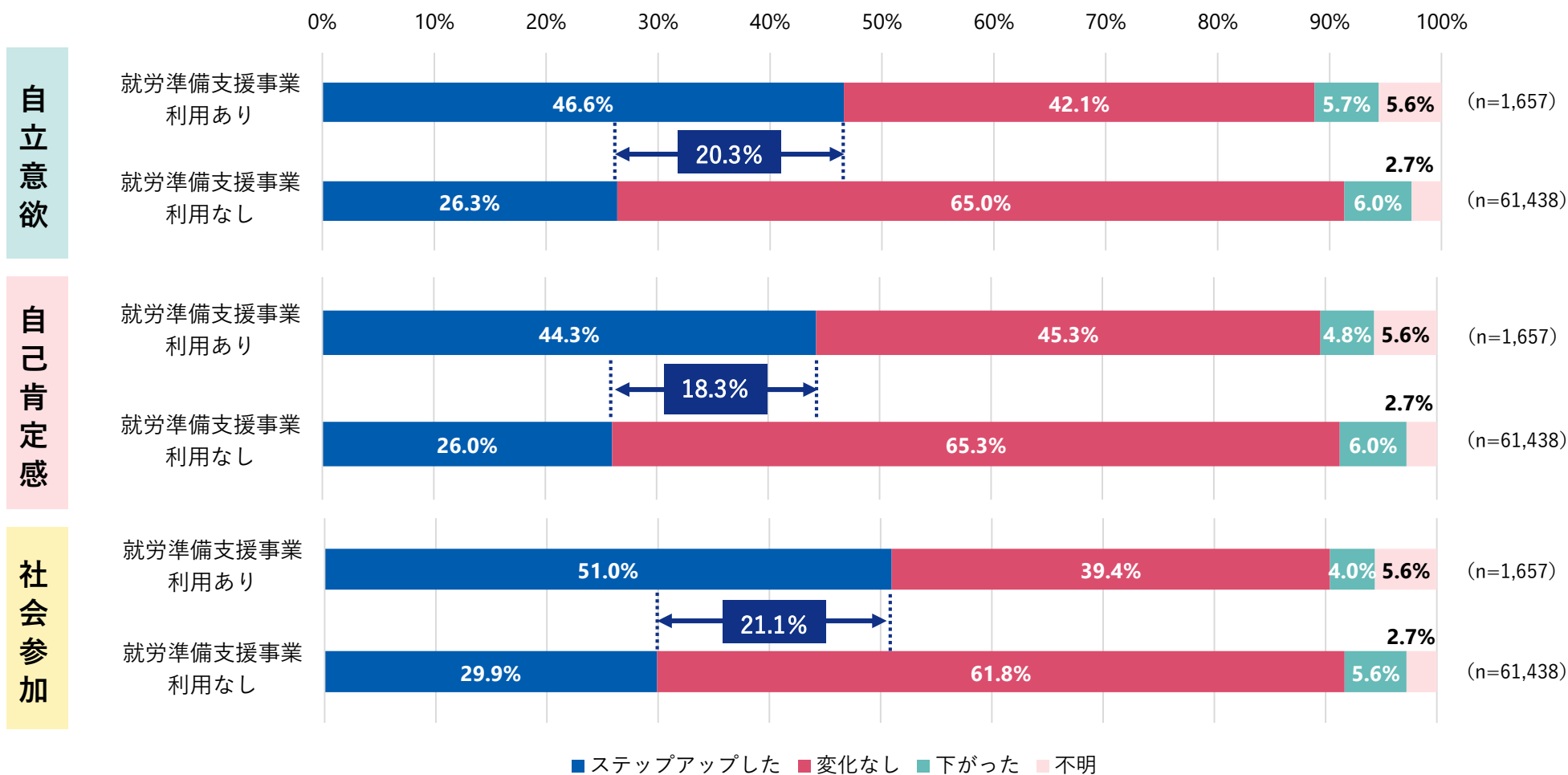


ステップアップ率（項目個数別）



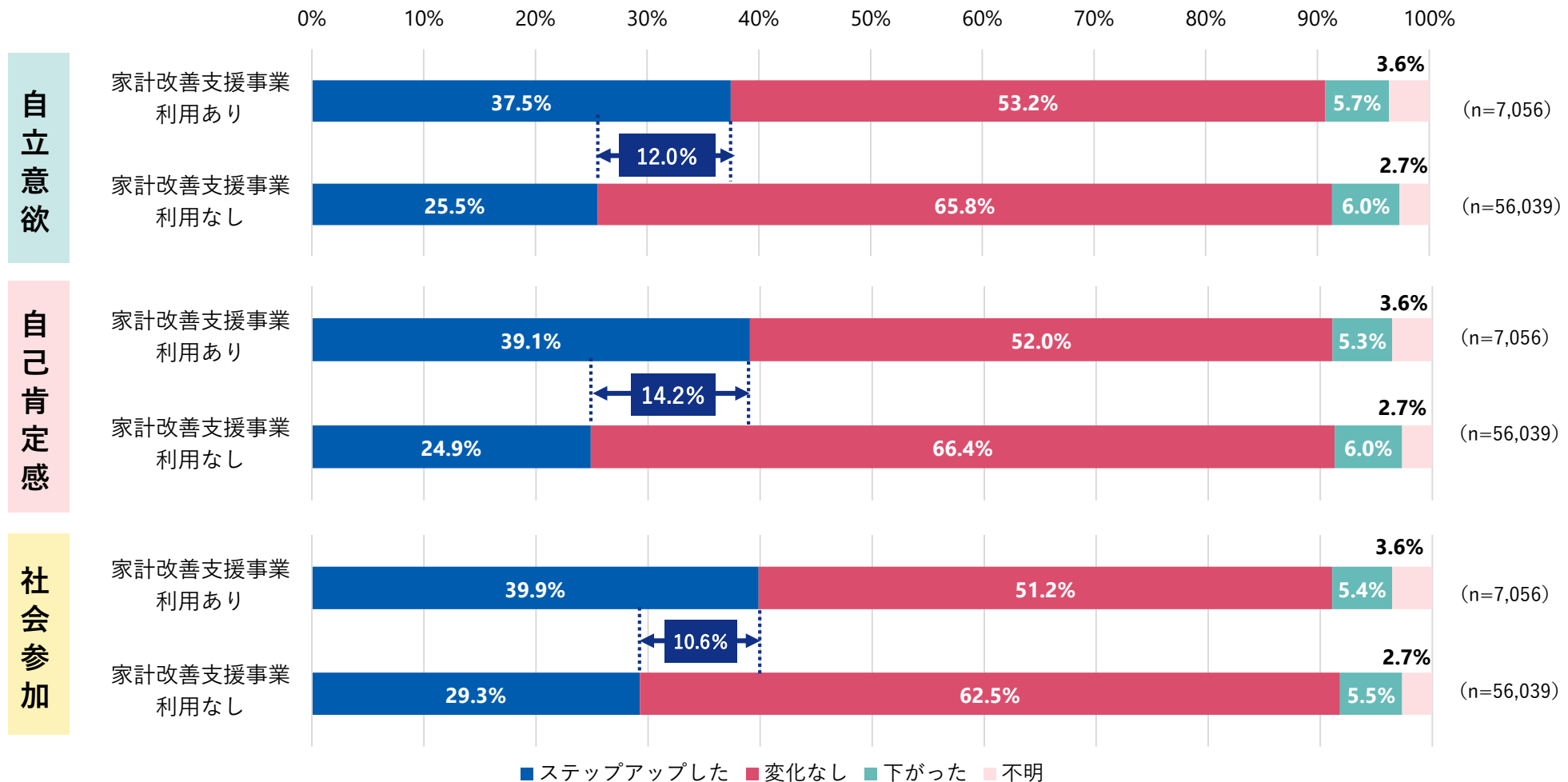
プラン作成対象者に係る状態像の変化（就労準備支援事業の効果）

- プラン作成対象者について、就労準備支援事業の利用の有無別に、初回面接時から初回評価時までのステップアップ状況を見ると以下のとおり。いずれの項目も、就労準備支援事業を利用している者は利用していない者に比べて2割程度ステップアップ率が高くなっており、事業の効果が現れている。



プラン作成対象者に係る状態像の変化（家計改善支援事業の効果）

- プラン作成対象者について、家計改善支援事業の利用の有無別に、初回面接時から初回評価時までのステップアップ状況を見ると以下のとおり。いずれの項目も、家計改善支援事業を利用している者は利用していない者に比べて1割程度ステップアップ率が高くなっており、事業の効果が現れている。



プラン作成対象者における変化

- 「一般就労開始（継続的就労）」、「自立意欲の向上・改善」については、2割以上の対象者に変化が見られた。一方、「この間に変化はみられなかった」は0.1%であり、ほとんどのプラン作成対象者においては、何らかの変化が生じていることがわかる。

見られた変化（2020年4月～2021年1月）



3. 平成30年改正を踏まえた動き

- － 基本理念・定義の明確化
- － 関係機関との連携
- － 支援会議
- － 都道府県の市町村支援
- － 子どもの生活支援
- － 地域居住支援事業

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

前回改正事項①

1. 基本理念・定義の明確化

- 生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
 - ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- 定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- 事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

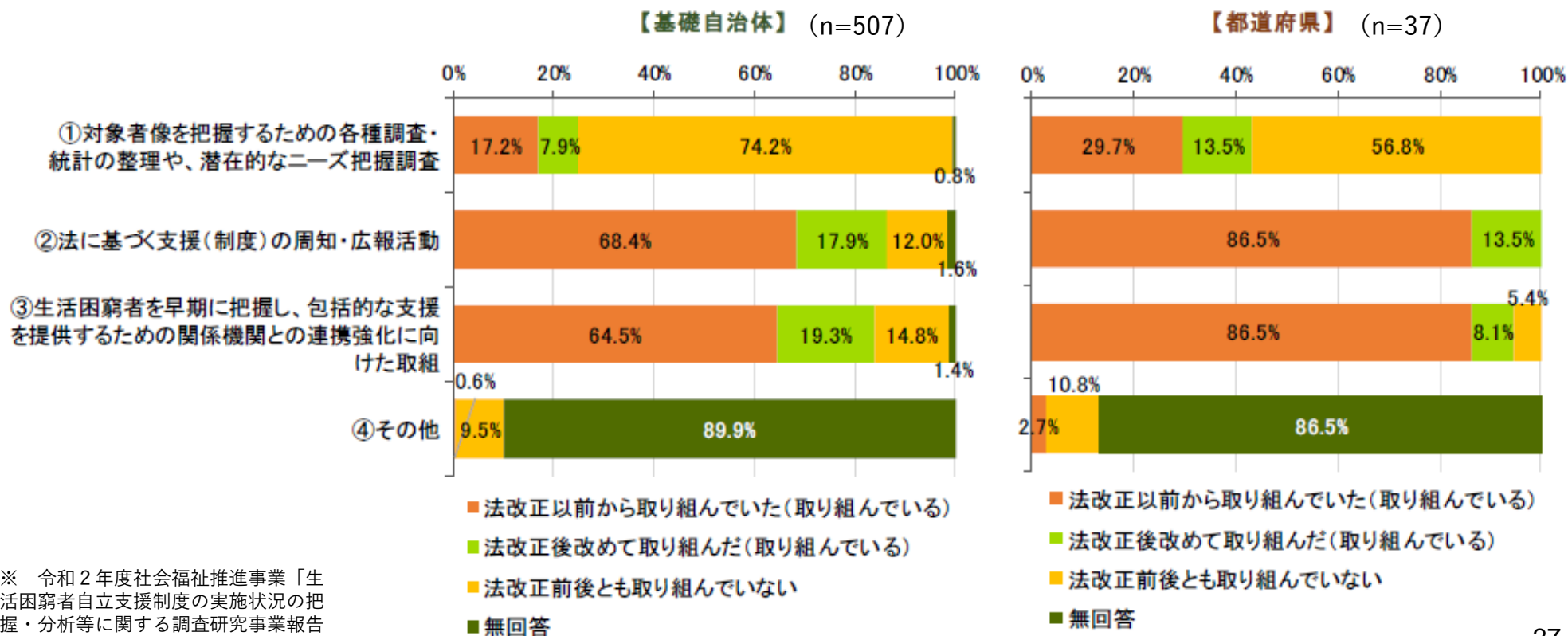
3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

- 事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
 - （※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- 生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

基本理念・定義の明確化を受けた取組状況

- 平成30年改正において生活困窮者の自立支援の基本理念・定義の明確化が図られたことを受けて、「法に基づく支援（制度）の周知・広報活動」「生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組」については、法改正以前から取り組んでいた自治体が多かったが、法改正後、さらに取り組みが進んでいる。
- 一方、「対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査」については、「法改正前後とも取り組んでいない」の割合が高い。



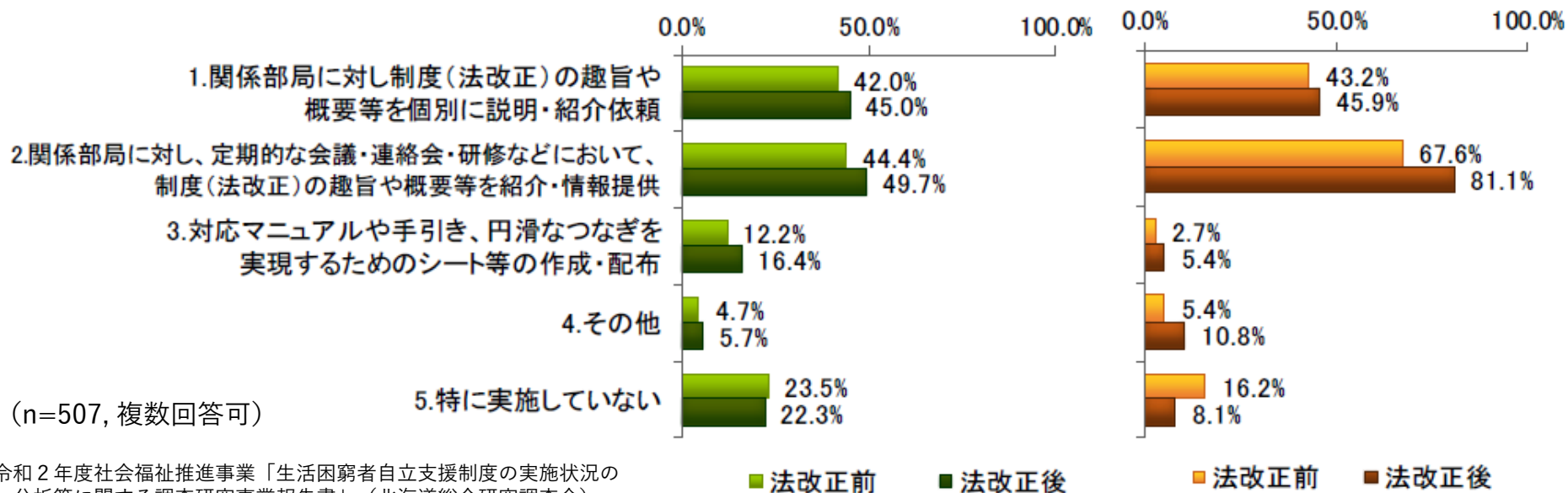
※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」(北海道総合研究調査会)

自立相談支援事業等の「利用勧奨」の努力義務の創設に係る対応状況

- 平成30年改正において、各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）で生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務とされた（第8条関係）。
- 法改正前後を比較すると、連携強化のための取組の実施が進む一方、2割以上の自治体が「特に実施していない」と回答している。

【基礎自治体】(n=507)

【都道府県】(n=37)



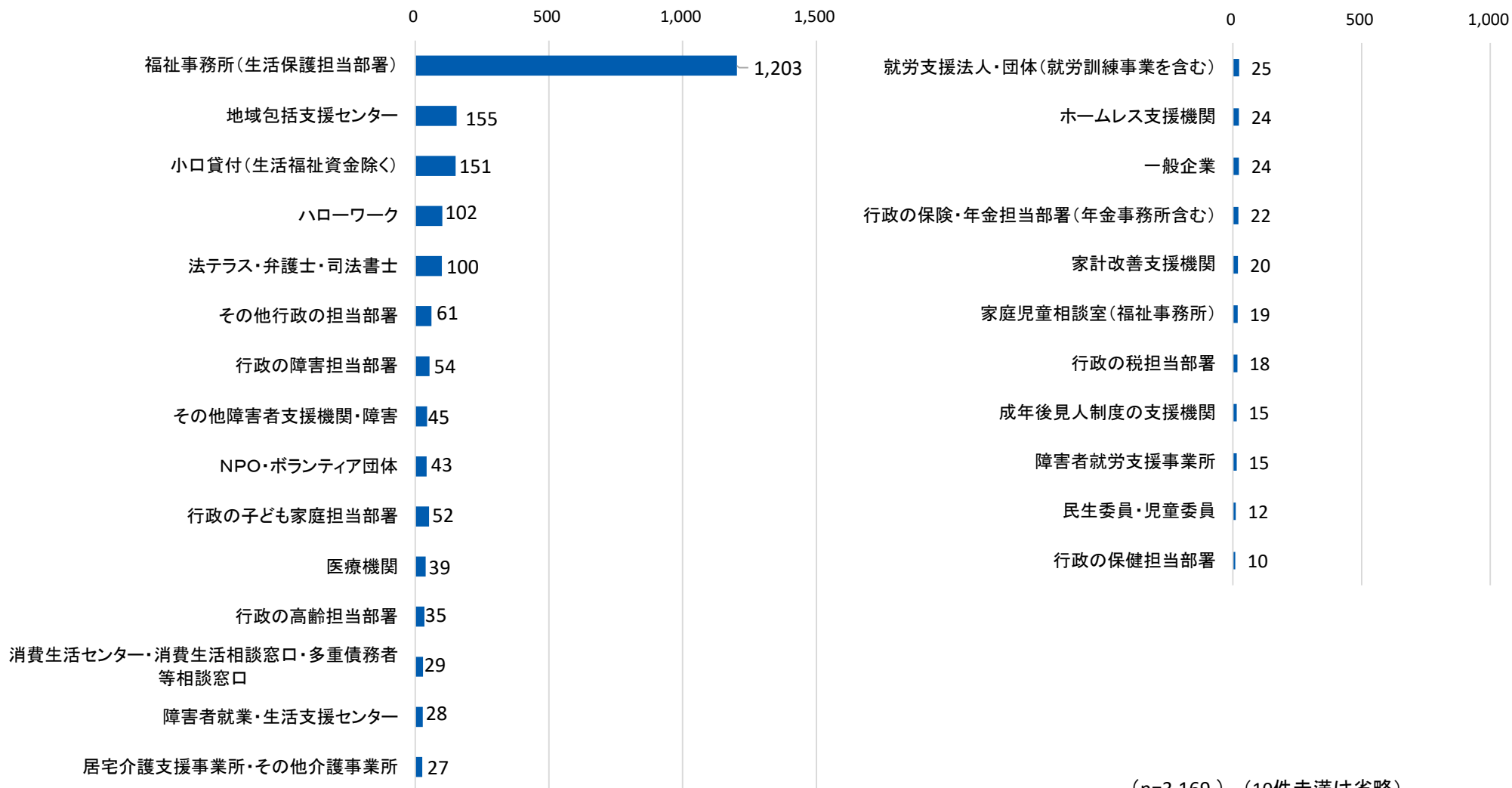
※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

【関係部局等との連携状況】（参考資料P.47）

- 基礎自治体では法改正前後で大きな差はみられないが、「ひきこもり地域支援センター」や「市町村営住宅」と連携している割合がやや高くなっていった。
- 都道府県についても、法改正前後で大きな差はみられないが、法改正後には、「市町村税」や「住まい支援関係者」と連携している割合がやや高くなっていった。

他制度・他機関等へのつながりの状況（2020年1月）

○ コロナ以前では、生活保護担当部署や地域包括支援センター、小口貸付、ハローワークにつなぐケースが多い。



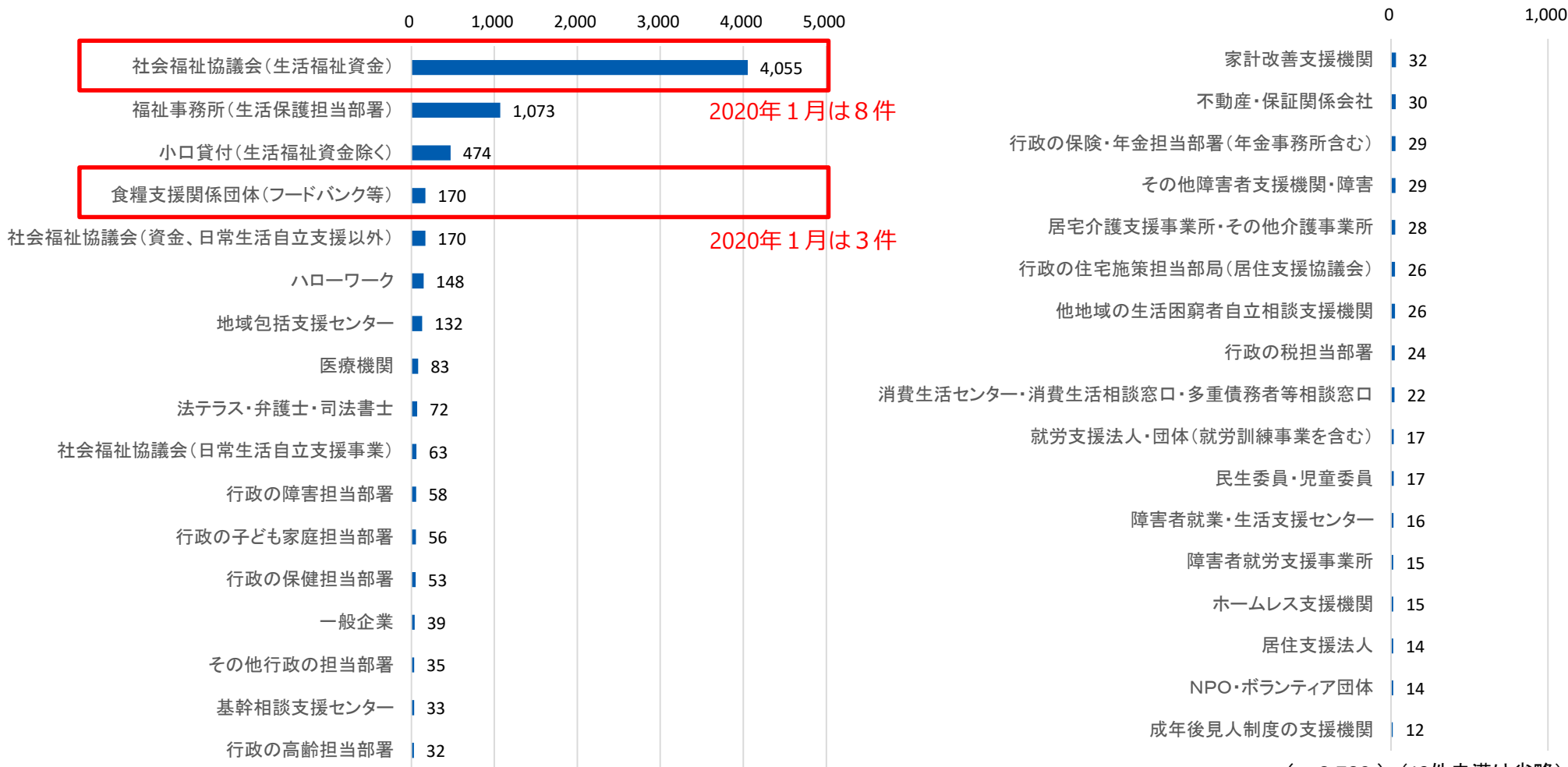
(n=3,169) (10件未満は省略)

※ 複数回答

※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

他制度・他機関等へのつなぎの状況（2021年1月）

- 生活福祉資金や緊急小口資金の貸付の窓口、生活保護担当部署につないでいるケースが多い。また、コロナ以前と比較すると、生活福祉資金の窓口やフードバンク等の食糧支援関係団体につながりケースが増加している。



(n=8,789) (12件未満は省略)

※ 複数回答

※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

支援会議設置状況

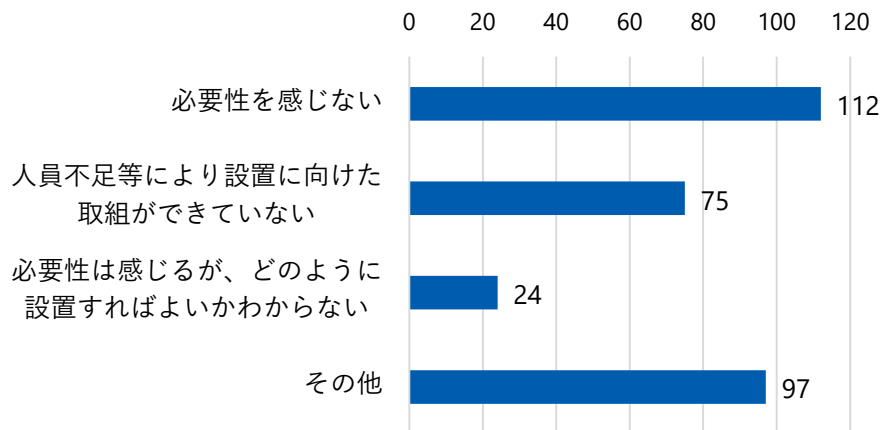
- 平成30年改正で新設された支援会議については、約3割の自治体が設置済み・設置予定ありの状況であり、効果としては、関係機関間の情報共有やそれによる役割分担の促進が挙げられている。

支援会議の設置状況（H30改正事項）

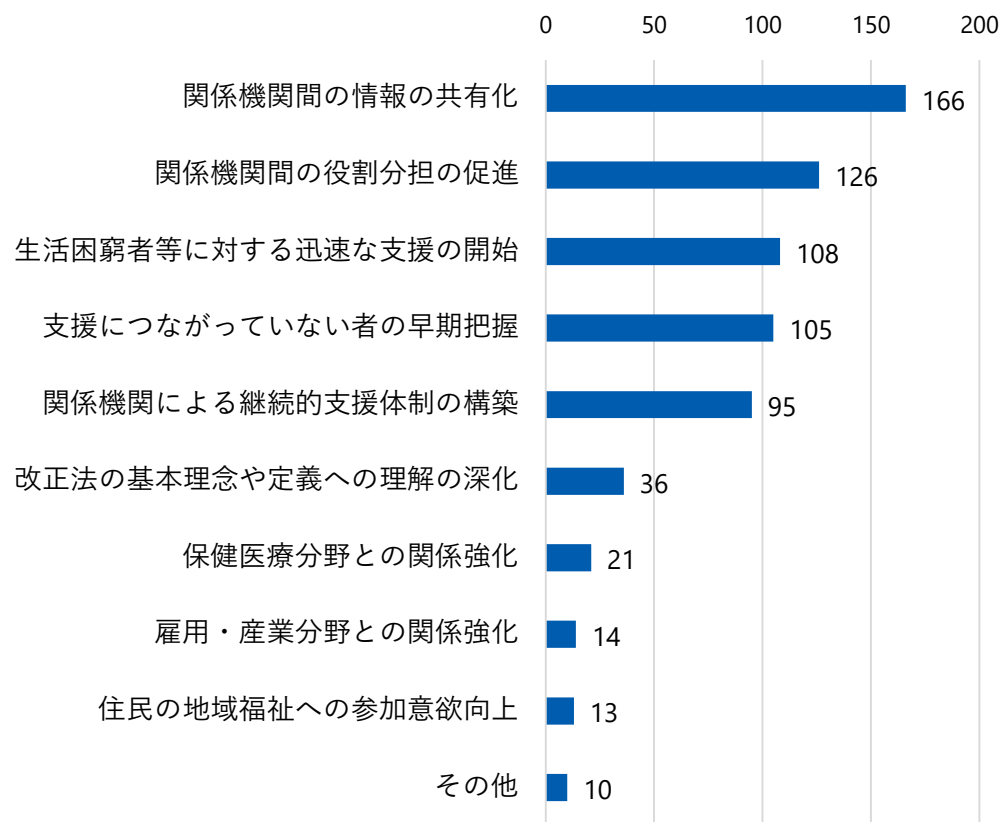
設置済み	274自治体（30.3%）
設置予定あり	87自治体（9.6%）
未設置	544自治体（60.1%）

※ 令和元年度事業実績調査

支援会議を設置しない理由



支援会議の開催による効果



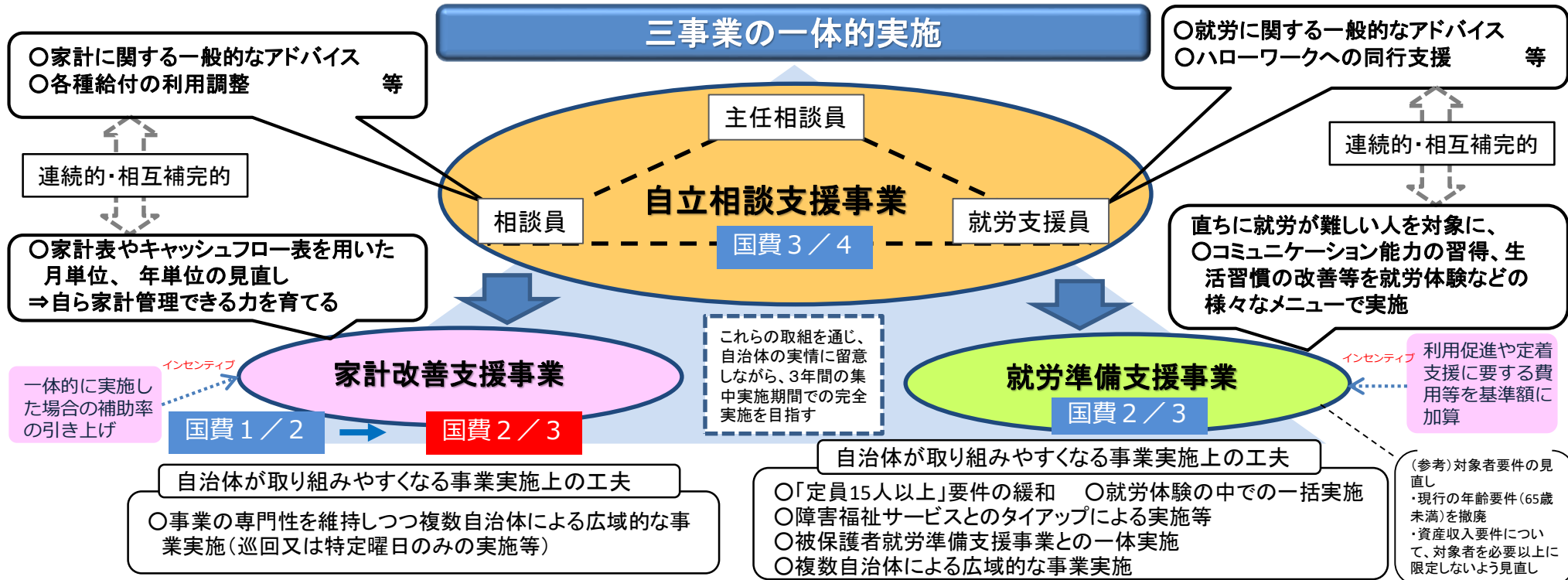
前回改正事項②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



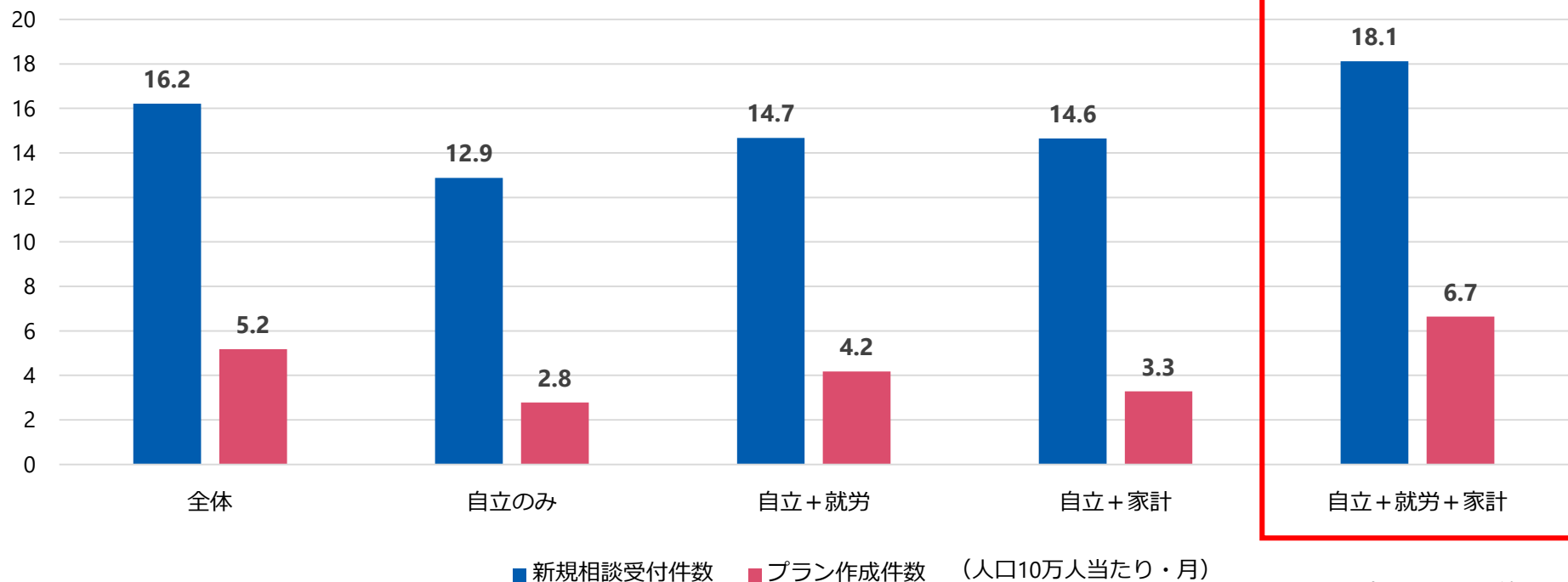
5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の 一体的実施の状況

- 新規相談受付件数やプラン作成件数は、自立・就労・家計の3事業を全て実施している自治体において最も多くなっている。

自立のみ	282 自治体
自立+就労	140 自治体
自立+家計	131 自治体
自立+就労+家計	352 自治体

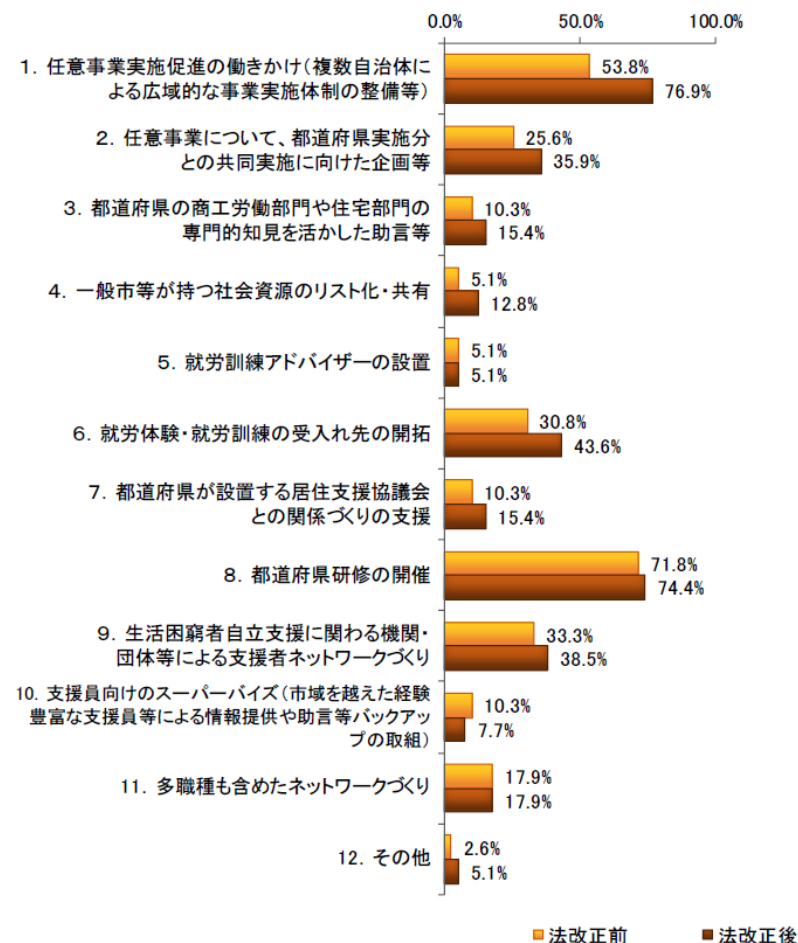


(令和元年度実績)

都道府県の取組

- 平成30年改正においては、都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化した。
- 法改正前後を比較すると、実施に関する働きかけや研修の開催は実施率が高い。一方、就労支援アドバイザーの設置や、支援員向けスーパーバイズといった技術的な支援は低調となっている。

	法改正前 (H30.10.1.以前)	法改正後 (H30.10.1.以降)
1. 任意事業実施促進の働きかけ（複数自治体による広域的な事業実施体制の整備等）	21	30
2. 任意事業について、都道府県実施分との共同実施に向けた企画等	10	14
3. 都道府県の商工労働部門や住宅部門の専門的知見を活かした助言等	4	6
4. 一般市等が持つ社会資源のリスト化・共有	2	5
5. 就労訓練アドバイザーの設置	2	2
6. 就労体験・就労訓練の受入れ先の開拓	12	17
7. 都道府県が設置する居住支援協議会との関係づくりの支援	4	6
8. 都道府県研修の開催	28	29
9. 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークづくり	13	15
10. 支援員向けのスーパーバイズ	4	3
11. 多職種も含めたネットワークづくり	7	7
12. その他	1	2

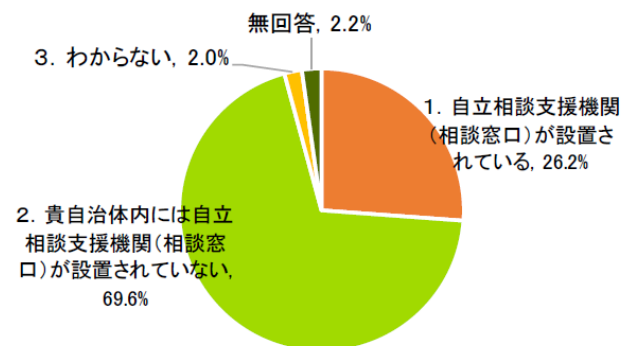


町村による相談事業

- 平成30年改正においては、現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとした。
- 町村のうち約7割が自治体内に自立相談支援機関が設置されておらず、そのうち、町村による相談事業を実施・もしくは今後実施を予定しているのは約37%、当面実施予定がないのは約56%であった。

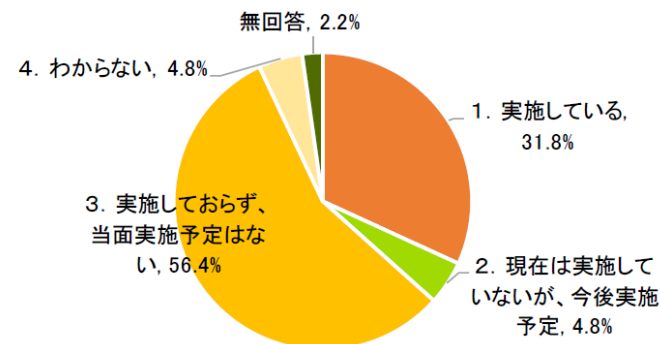
福祉事務所未設置町村における都道府県の自立相談支援機関の設置状況

	町村数
1. 自立相談支援機関（相談窓口）が設置されている	118 町村 (平均1.1箇所)
2. 自治体内には自立相談支援機関（相談窓口）が設置されていない	314 町村
3. わからない	9 町村
無回答	10 町村
合計	451 町村



福祉事務所を設置していない町村における相談事業

	町村数
1. 実施している	100 町村
2. 現在は実施していないが、今後実施予定	15 町村
3. 実施しておらず、当面実施予定はない	177 町村
4. わからない	15 町村
無回答	7 町村
合計	314 町村



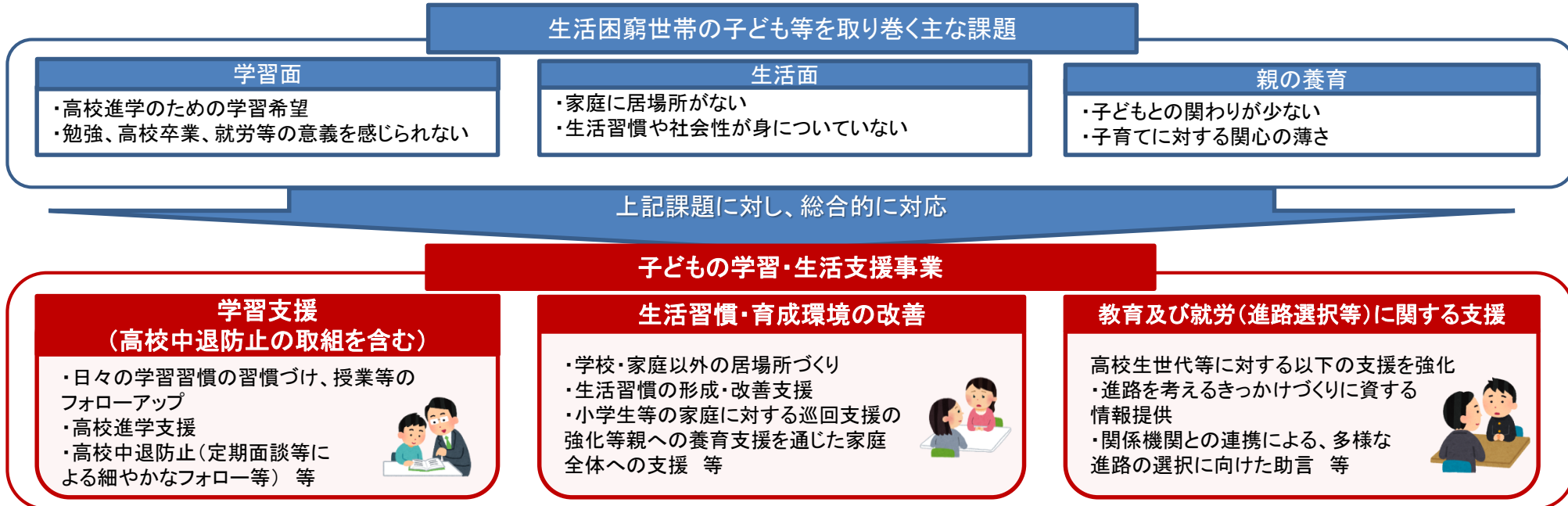
※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

前回改正事項③

6. 子どもの学習支援事業の強化

・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



7. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

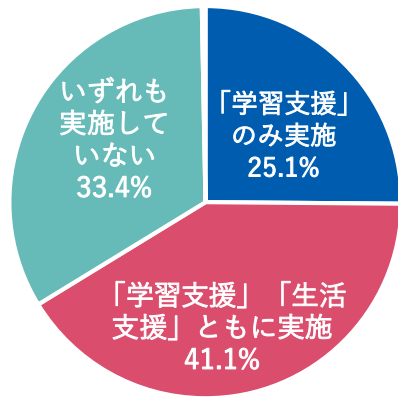
支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

法定事業の利用状況と支援効果：子どもの学習・生活支援事業（再掲）

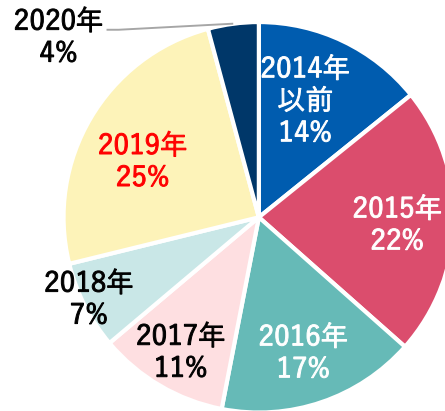
- 子どもの学習・生活支援事業の実施率は着実に増加しているが、6割程度から伸びが鈍化している。
- 平成30年改正において、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善や教育及び就労に関する支援を法律上規定したことにより、こうした生活支援を行う自治体が増加した。また、法改正の効果としては、「基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等」が最も多かった。

実施自治体	576自治体（R2年度）
参加者（実人数）	56,695人（R元年度）

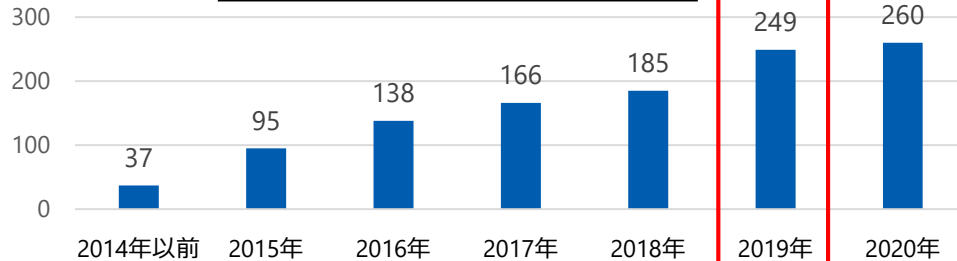
事業の実施状況



生活支援の開始年度

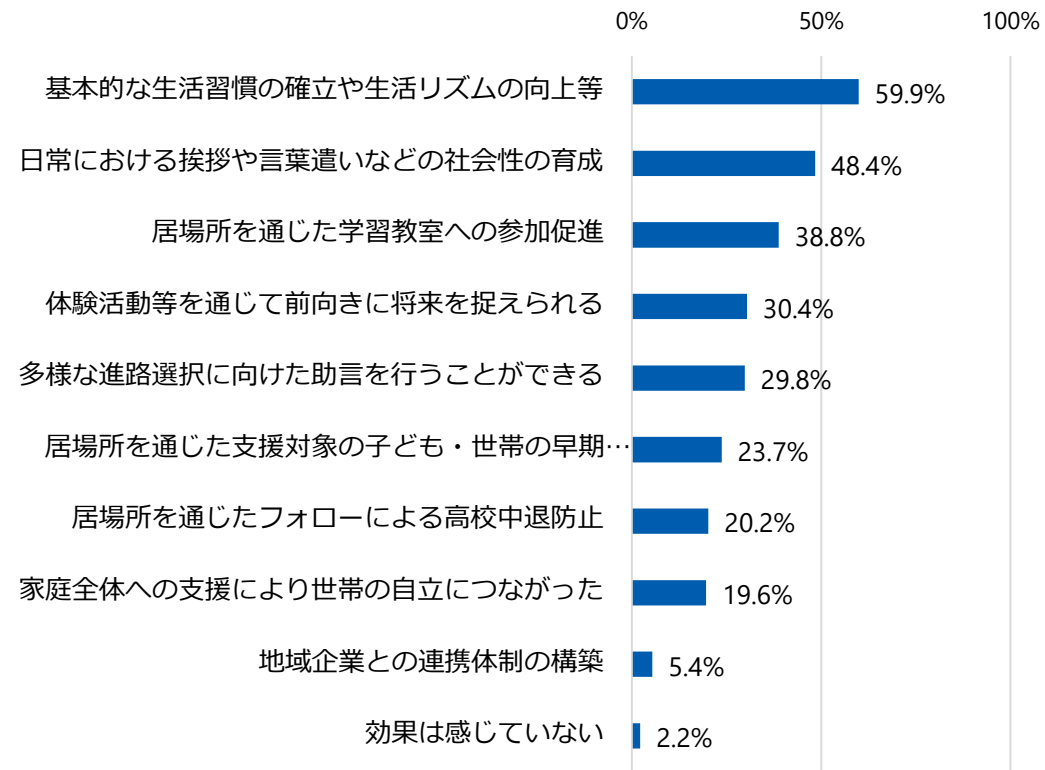


生活支援の実施自治体数（推計）



※1 実施自治体数については、※2のアンケート調査に回答した260自治体の開始年度をもとに推計したため、終了した自治体がある場合は考慮していない。

子どもの学習支援事業の強化（H30改正）による効果



※2 左中・下：令和2年度社会福祉推進事業「子どもの学習・生活支援事業の支援効果をも高める連携手法等に関する調査研究事業」（日本能率協会総合研究所）より作成。

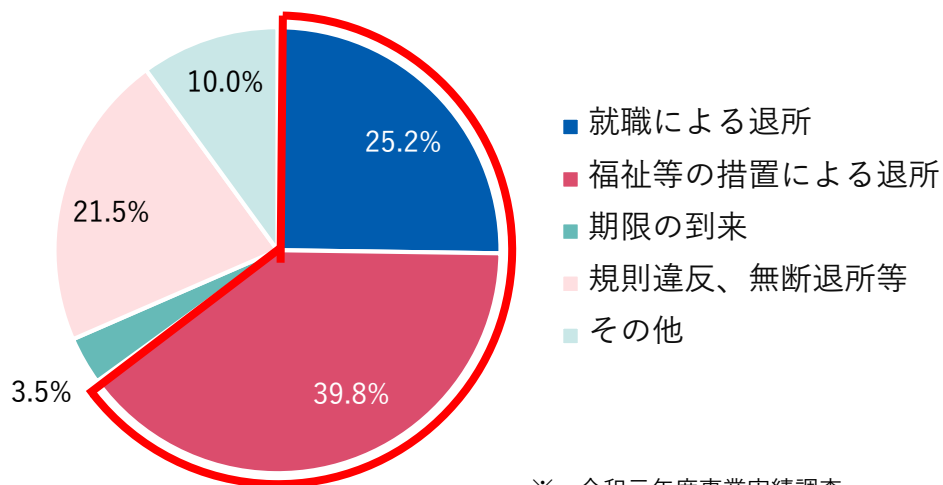
※3 右：令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

法定事業の利用状況と支援効果：一時生活支援事業（再掲）

- 一時生活支援事業については、他の事業に比べ実施率が低調ではあるものの実施率は着実に増加しており、65%の退所者が退所後に就職や福祉等の措置の利用に結びついている。
- 平成30年改正で創設した地域居住支援事業については、実施自治体数が19にとどまっている。実施に当たっての課題としては、「対象となる利用者がいない」を挙げた自治体が半数以上にのぼった。

実施自治体	304自治体（R2年度）
利用件数（延べ数）	12,256件（R2年度速報値）

退所者の状況



※ 令和元年度事業実績調査

地域居住支援事業（※）の 実施自治体数：19自治体（R3協議書提出自治体）

【事業の効果】

- ・ 社会的孤立状態の防止ができるようになった
- ・ 就労に向けて効果的な支援ができた
- ・ 地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった

【実施にあたっての課題】

- ・ 対象となる利用者がいない（54.8%）
- ・ 居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）との連携が取れていない（25.2%）
- ・ 地域に保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件がない（24.5%）
- ・ 地域住民を含めた見守りのネットワークが構築できていない（23.5%）

（※）シェルター等を利用していた者、居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している者に対して、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を実施する事業（H30年改正により一時生活支援事業を拡充して創設）。

参考資料



生活困窮と関連する様々な社会状況

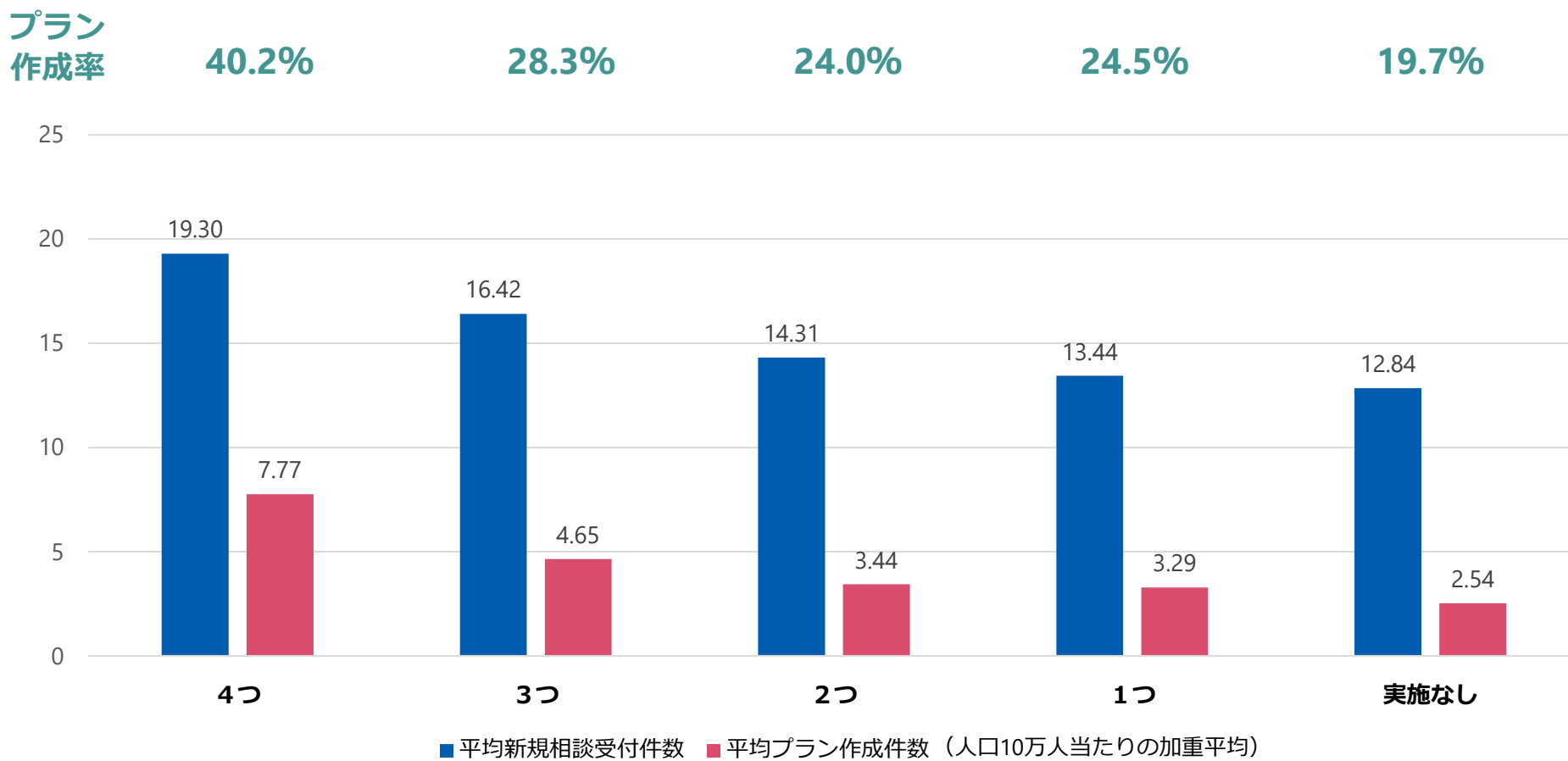
- 以下のような数値のすべてが生活困窮を表すものではないとしても、支援を要しつつも生活困窮者自立支援制度による支援にまだつながっていない人がいることが推察される。

生活困窮と関連する様々な社会状況（例）

生活保護の相談件数	約37.9万件 (令和元年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告)
生活保護の申請件数・開始件数	約22.3万件・約19.7万件 (被保護者調査(令和元年度確定値))
生活保護受給者数	約204万人(令和3年7月速報値)
失業期間2年以上の長期失業者(15~64歳)	約38万人(令和3年4~6月期・労働力調査)
地方税滞納率(金額ベース・現年分)	0.7%(令和元年度)
国民健康保険料(税)滞納世帯数	約234万世帯(令和元年度)
過去1年間に経済的事情により、電気・ガス・水道料金の滞納があった世帯 賃貸住宅家賃の滞納があった世帯	3.3%・3.4%・3.1% 5.0%(平成29年生活と支え合いに関する調査)
貯蓄のない世帯	13.4%(令和元年国民生活基礎調査)
若年無業者(15~34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者)	約69万人(令和2年平均・労働力調査)
ひきこもりの者 15~39歳 40~64歳	54.1万人(推計数) (平成27年内閣府「生活状況に関する調査」) 61.3万人(推計数) (平成30年内閣府「生活状況に関する調査」)
ヤングケアラー(世話をしている家族が「いる」と回答した子どもの割合)	5.7%(中学生)、4.1%(全日制の高校生) (令和3年ヤングケアラーの実態に関する調査研究) 40

任意事業実施状況と新規相談受付件数・プラン作成件数の関係

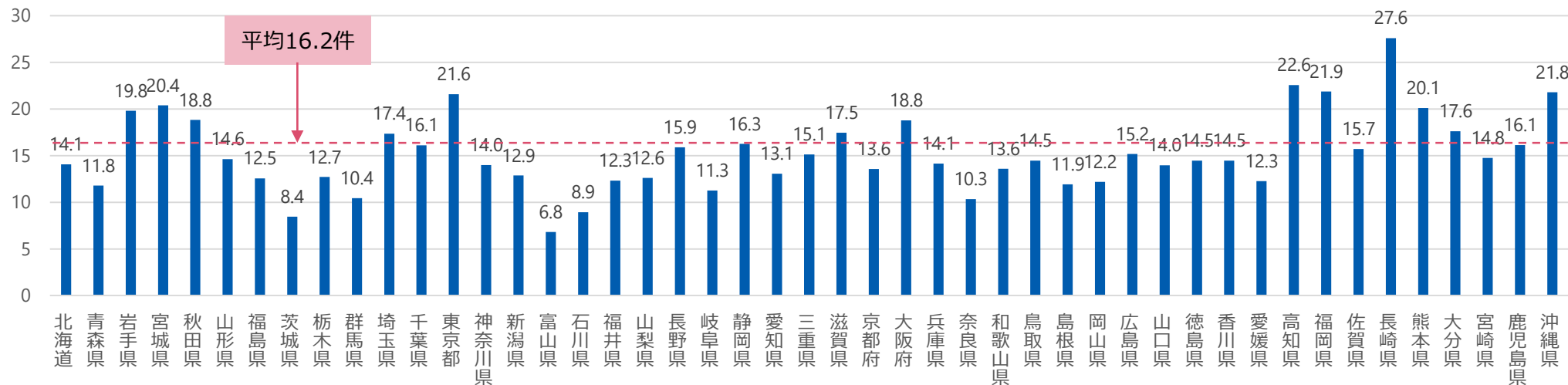
- 任意事業の実施数が多い自治体においては、平均新規相談受付件数や平均プラン作成件数も多くなる傾向が見られる。



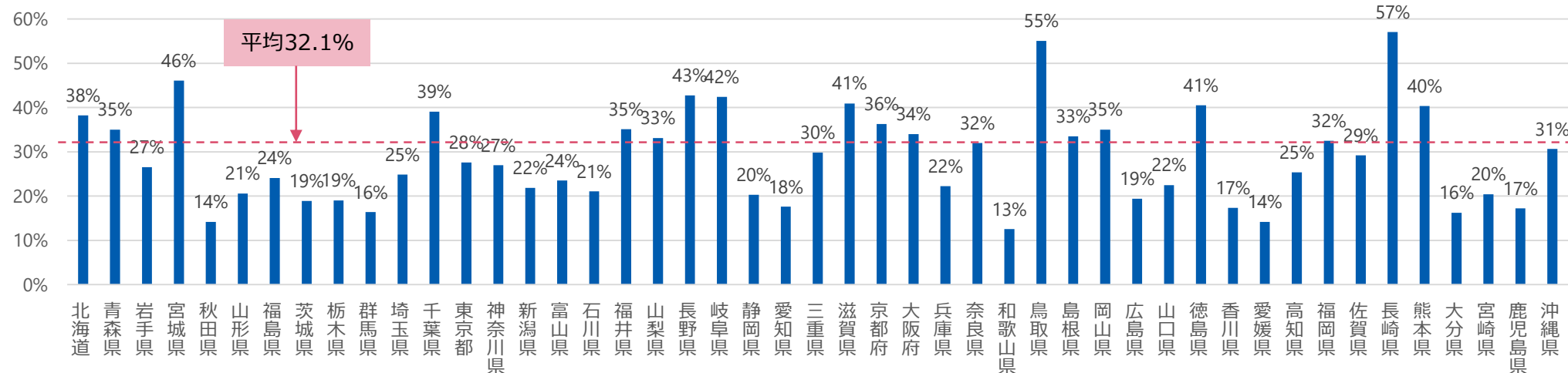
(令和元年度実績)

令和元年度の新規相談・プラン作成の都道府県別概況

新規相談受付件数



プラン作成率

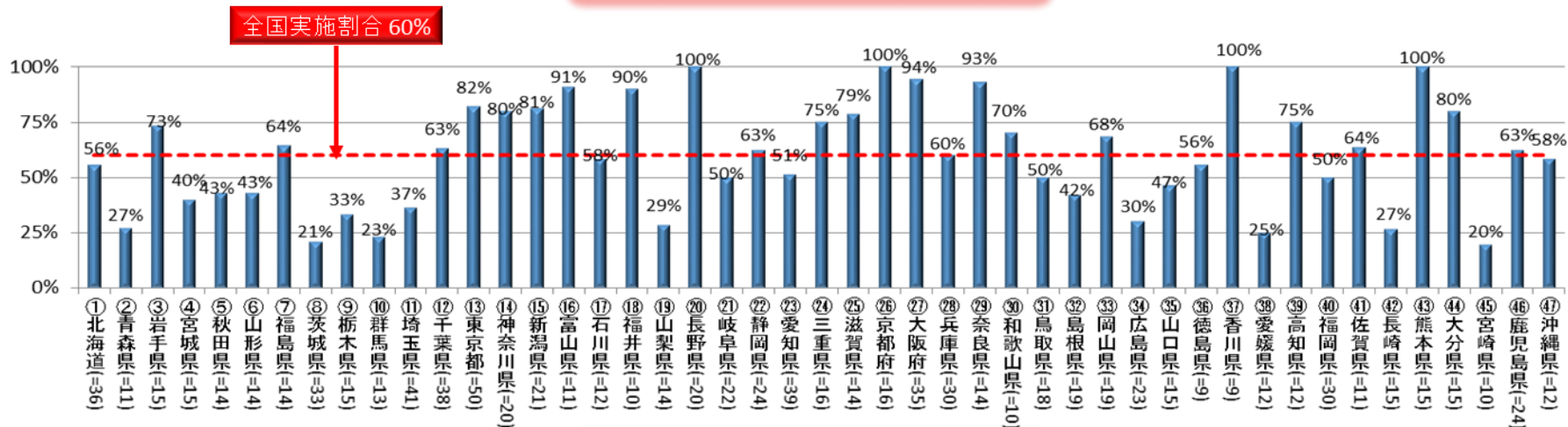


任意事業の実施状況（都道府県別の実施割合）（※実施予定を含む）

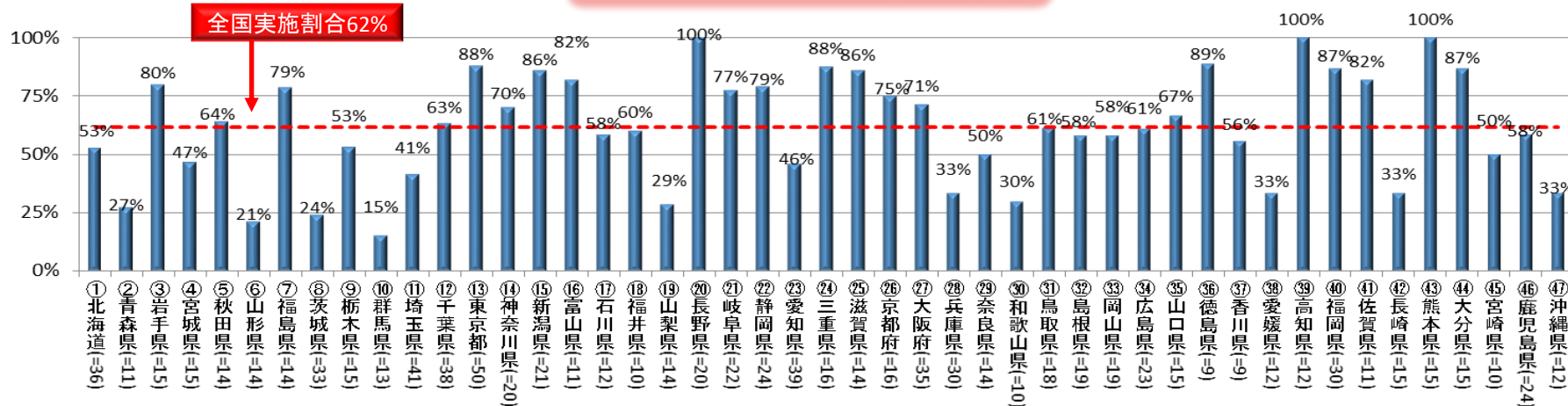
○ 令和2年度における全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は60%、家計改善支援事業は62%、一時生活支援事業は34%、子どもの学習・生活支援事業は64%となっている。都道府県別の状況を見ると、以下のとおり。

(n=905)

就労準備支援事業 実施割合



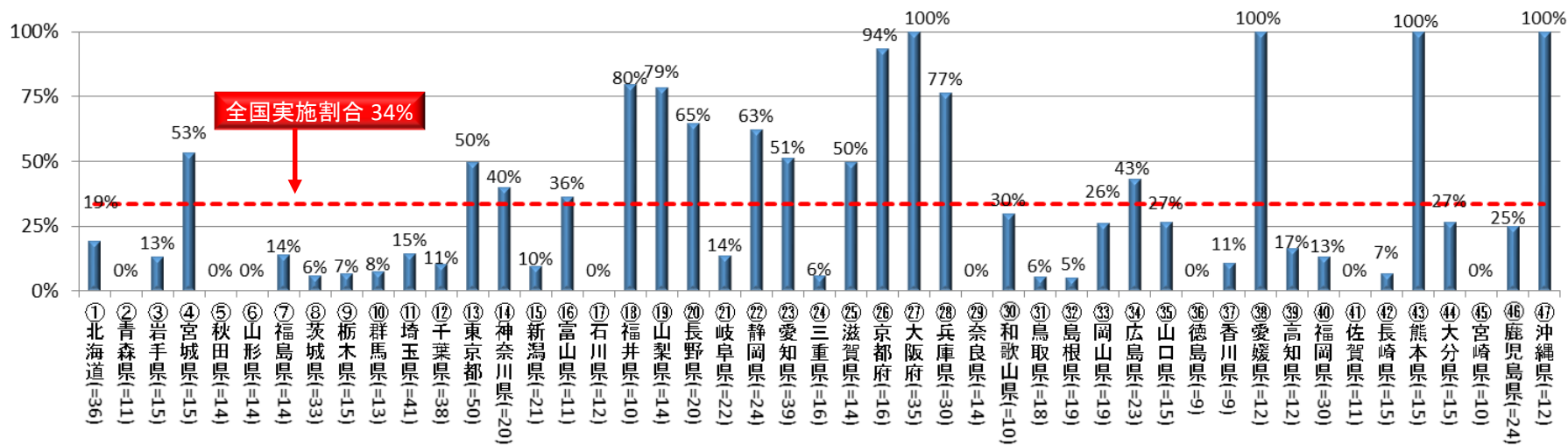
家計改善支援事業 実施割合



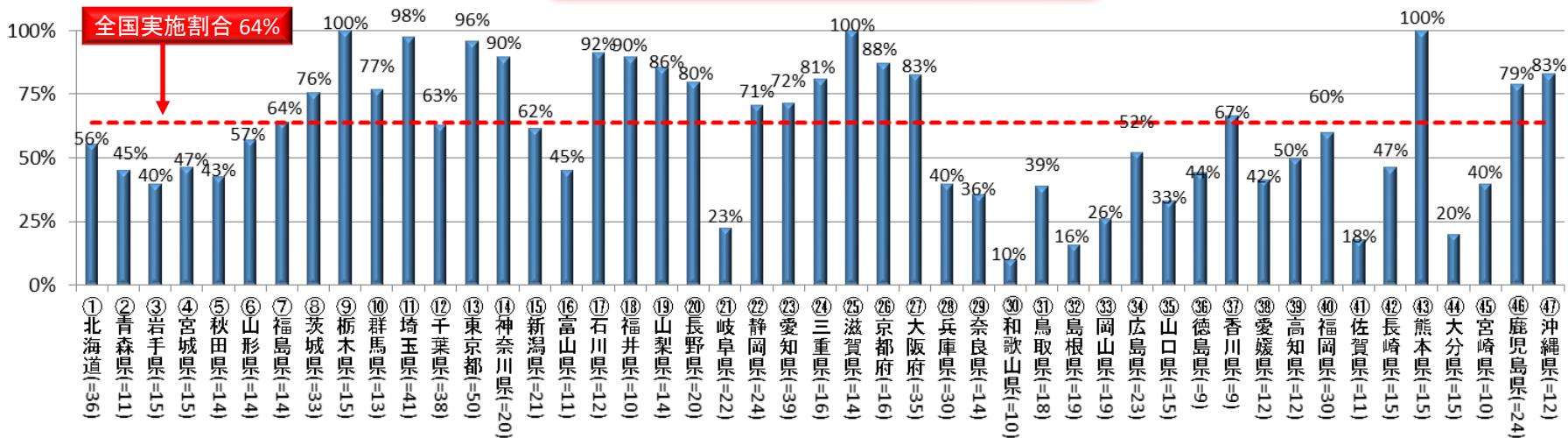
任意事業の実施状況（都道府県別の実施割合）（※実施予定を含む）

(n=905)

一時生活支援事業 実施割合



子どもの学習・生活支援事業 実施割合

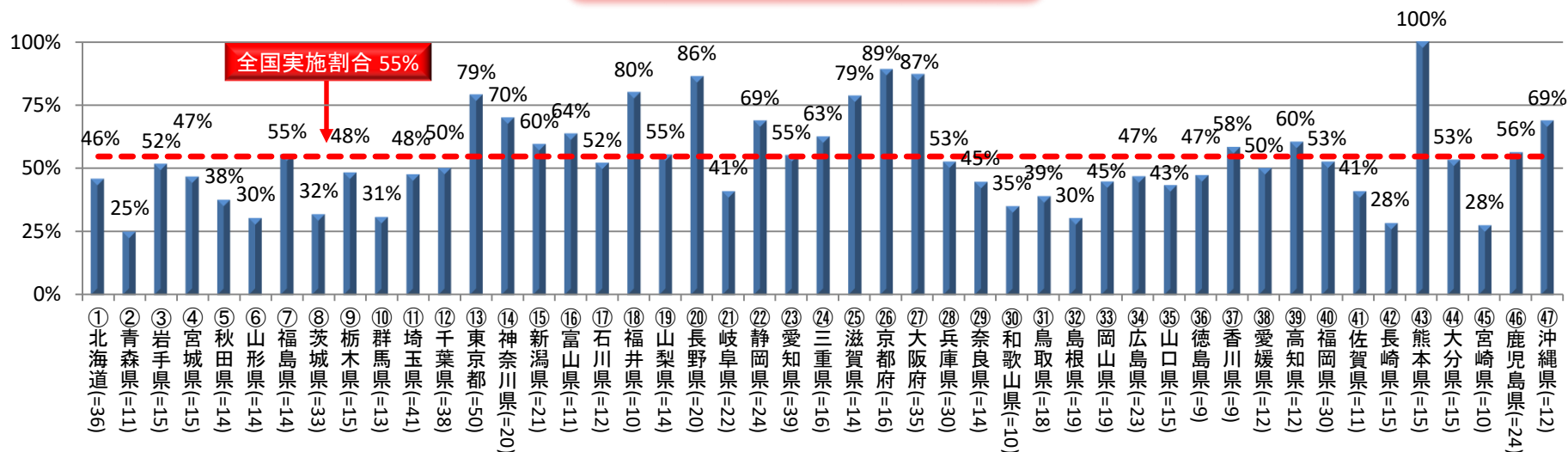


任意事業の実施状況（都道府県別の実施割合）（※実施予定を含む）

- 任意事業を実施しない理由について、就労準備支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習支援事業では「利用ニーズが不明」「利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい」といった理由が多い。
- 熊本県内の各自治体は4事業全てを実施。

(n=902)

4事業実施割合の平均

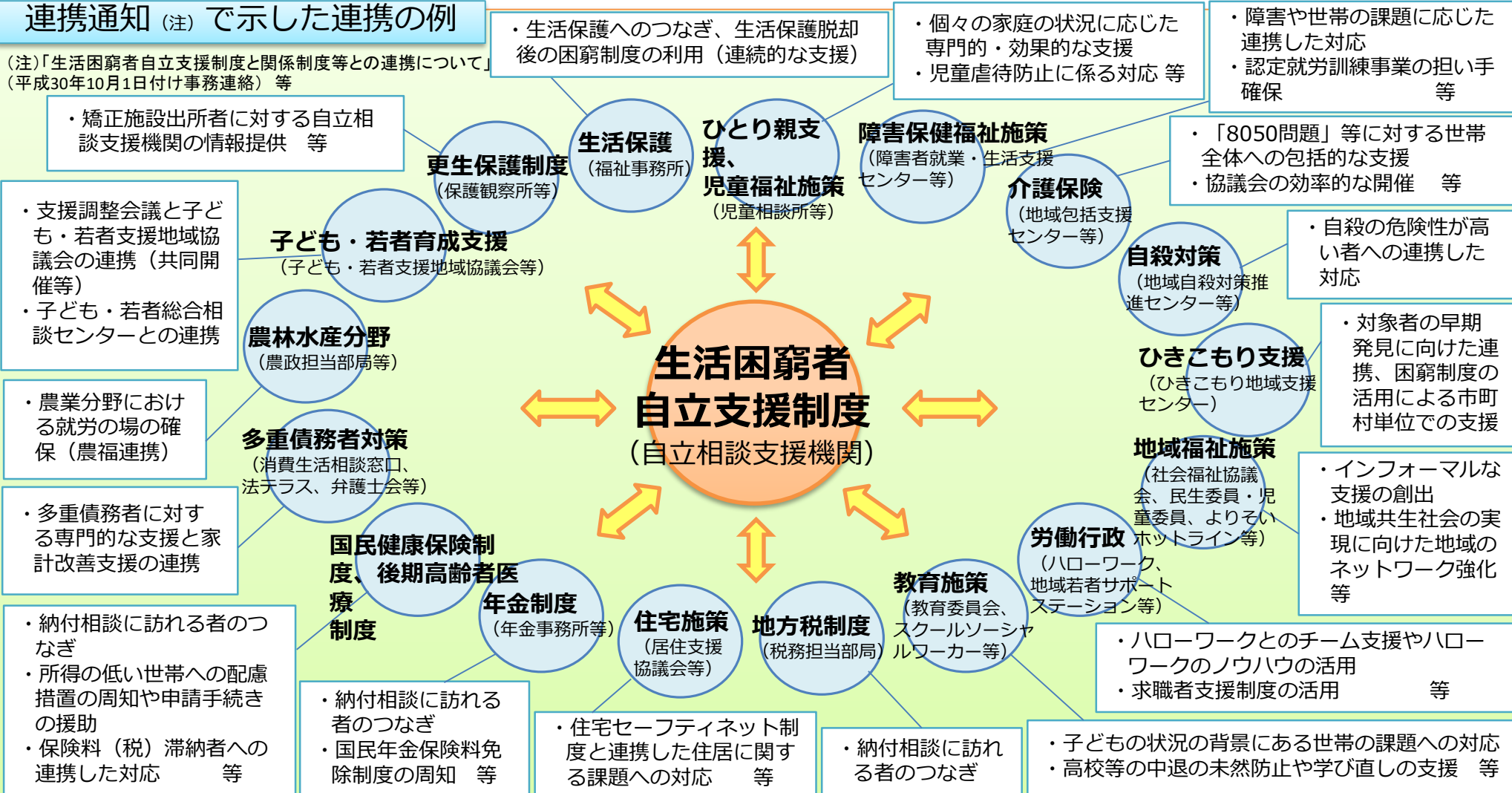


生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成30年10月1日付け事務連絡)等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。 46

平成30年法改正前後の関係機関との連携の状況

- 自立相談支援事業等の利用につながった実績のある関係部局の状況をみると、生活保護や社会福祉協議会等からつながった割合が高いが、平成30年法改正前後でみると概ね横ばいとなっている。

自立相談支援事業等の利用につながった関係機関の状況

